

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 26 年 3 月 26 日招集
第 24 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	3
審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（岡田もとみ君・佐藤雅子君）	9
会期の決定	9
施策推進方針の表明	9
一般質問	11

☆ 大 内 政 照 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1. 「新一関地区清掃センター建設」について

「県南地区ごみ処理広域化基本構想」では一関清掃センターと大東清掃センターを統合し、一つの施設に集約する予定ですが、その概要について質問します。

- (1) 建設予定地はどこなのか。
- (2) 土地買収費用、施設建設費用、人員体制についてどうなるのか。
- (3) 近隣住民対策も含め、施設内容はどのように考えているのか。
- (4) 国・県からの予算上の補助・支援はどのようになる予定か。

2. 「ごみ処理費用の有料化」について

現在、一関地区では「ごみ袋」は有料で購入して使用しているが、「ごみ袋」の購入料金にごみ処理費用を加算して販売している他の自治体があり、清掃センターの経費に充当したり、ごみの量削減に貢献しているようです。将来的にはある程度の利用者負担を検討し実施すべきと思うが、どのように考えているのか伺います。

☆ 菊 地 善 孝 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1. 新一関可燃ゴミ焼却施設建設について
2. 仮設の放射能汚染物処理施設建設について
3. 舞川最終処分地への放射性汚染物埋め立て合意について

☆ 勝 浦 伸 行 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

1. 県南地区ごみ処理広域化基本構想について
 - (1) 広域化の課題について
 - (2) ごみ処理の取組み方向について及び一関清掃センターの現状について
2. 一般廃棄物処理基本計画について
 - (1) 生活排水処理基本計画について

☆ 岩 渕 優 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

1. 介護保険事業について
 - (1) 介護や支援を必要としている人と、必要としない人の実態は
 - (2) 第5期介護事業計画の進捗状況は
 - (3) 介護予防事業の効果は
 - (4) 第6期介護保険事業計画策定までのプロセスは
 - (5) 2025年を見通したビジョンはどのように描いているか

☆ 岡 田 もとみ 君	41
-------------	----

1. 介護保険「改正」について

- (1) 全国町村会は、介護保険制度についてサービスに格差が生じないよう国が責任を果たすことなどを求める決議を採択している。当組合もこの度の大改悪には反対の意思を示すべきではないか。
- (2) 「医療・介護総合推進法案」の内容を一関市民にあてはめた場合、影響はどのように及ぶのか。
- (3) 要支援1、2の方の訪問介護、通所介護が市町村の総合事業となった場合、どのように対処するつもりなのか。

☆ 菅 野 恒 信 君	48
-------------	----

1. 第5期介護保険事業計画の中間的到達点と平成26年度計画について

- (1) 第5期事業計画策定の目標と整備状況
- (2) 施設入所待機者の推移と26年度整備計画
- (3) 包括支援センターへの業務実績と今後の課題

2. ごみ収集の業務委託状況について

- (1) 収集サービスの現状はどうか
- (2) 受託会社の労働条件を把握しているか。

3. 職員の配置状況について

- (1) 施設ごと・業務ごとの職員配置
- (2) 臨時・非常勤職員の身分と待遇について

認 第1号 専決処分について	56
----------------	----

議案第1号 一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	57
---	----

議案第2号 平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算	58
------------------------------	----

議案第3号 平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	58
----------------------------------	----

議案第4号 平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	69
-------------------------------------	----

議案第5号 あっせんの申立てについて	70
--------------------	----

第 24 回 定 例 会 日 程 表

平成26年 3 月 26 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 26 日	水	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 1 号	専決処分について	3月26日	承 認
議案第 1 号	一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月26日	原案可決
議案第 2 号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月26日	原案可決
議案第 3 号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月26日	原案可決
議案第 4 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	3月26日	原案可決
議案第 5 号	あっせんの申立てについて	3月26日	原案可決

受理した議案

認 第 1 号 専決処分について

議案第 1 号 一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算

議案第 3 号 平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

議案第 4 号 平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 あっせんの申立てについて

議 事 日 程

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		会期の決定
日程第	3		施策推進方針の表明
日程第	4		一般質問
日程第	5	認 第 1 号	専決処分について
日程第	6	議案第 1 号	一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第 2 号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第	8	議案第 3 号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第	9	議案第 4 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第	10	議案第 5 号	あっせんの申立てについて

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成26年3月26日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成26年3月14日
告示番号 第4号
招集日時 平成26年3月26日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	大 内 政 照 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 勝 君	5 番	菊 地 善 孝 君	6 番	槻 山 隆 君
7 番	千 葉 満 君	8 番	那 須 茂一郎 君	9 番	岩 渕 一 司 君
10 番	金 野 盛 志 君	11 番	佐々木 清 志 君	12 番	小野寺 道 雄 君
13 番	岩 渕 善 朗 君	14 番	橋 本 周 一 君	15 番	佐 藤 雅 子 君
16 番	菅 野 恒 信 君	17 番	阿 部 正 人 君	18 番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	村 上 和 広	議会事務局次長	三 浦 精 己
議会事務局議事係長	中 村 由美子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	菅 原 正 義 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	平 山 大 輔 君
広域行政組合事務局長	佐 藤 好 彦 君	介護保険担当参事	佐 藤 和 威 治 君
環境衛生主幹	佐々木 裕 子 君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	昆 野 雅 志 君
一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君
介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君	環境衛生主幹	青 山 モト子 君
会計管理者	金 今 寿 信 君	監査委員	小野寺 興 輝 君
監査委員事務局長	阿 部 和 子 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第24回広域行政組合議会定例会

平成26年3月26日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成26年3月14日一関地区広域行政組合告示第4号をもって招集の、第24回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（武田ユキ子君） この際、諸般の報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案6件です。

次に、管理者から平成26年度当初予算提案に当たり、平成26年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、大内政照君ほか5名から一般質問の通告があり、管理者に回付いたしました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書8件を受理いたしました。印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議長（武田ユキ子君） 次に、管理者より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 農林業系放射能汚染廃棄物の処理について、行政報告を申し上げます。

まず、利用自粛牧草についてでございますが、平成24年4月から、畜産物飼料の放射性セシウム濃度の暫定許容値が引き下げられたことにより、飼料として使用できなくなった、いわゆる利用自粛牧草について、大東清掃センターでの焼却及び東山清掃センターでの焼却灰の埋め立て処分を実施することとしました。

焼却する牧草の量は、現在、管内に保管されている牧草とペレットの全量4,925トンの見込みでございます。焼却期間はおおむね5年間を見込んでおります。また、1日当たりの焼却量の上限は5トンとしております。焼却処理は、作業用テントハウスなど準備が整い次第、開始することとして、開始時期は平成26年5月を見込んでおります。

焼却及び埋め立てに当たりましては、施設周辺住民の皆様への的確な情報の提供を行うとともに、安全対策と監視に万全を期し、安全安心を最優先とした処理を行ってまいります。

焼却及び埋め立て処分の実施を判断するに当たっては、大東清掃センター公害防止対策協議会及び東山清掃センター公害防止協定委員会を開催するとともに、両清掃センター施設周辺住民を対象とした説明会を8地区7会場で延べ16回開催をし、焼却、埋め立て計画について説明をして参ったところであります。その結果、施設周辺住民の大方から、焼却、埋め立てについてやむを得ないとの理解を示していただき、また、住民説明会の結果を受けて開催した公害防止対策協議会及び公害防止協定委員会において、処理方針を了承いただいたところであります。

苦渋の決断をいただいた施設周辺住民の皆様に対し、改めて感謝を申し上げるものでございます。

次に、牧草以外の農林業系放射能汚染廃棄物であります、管内に保管されている稲わらやほだ木などの農林業系放射能汚染廃棄物約1万9,600トンの処理については、国が狐禅寺地区に仮設焼却施設を設置し、一般廃棄物との混焼により焼却処理するとともに、焼却灰については舞川清掃センターに埋め立てをする計画とし、平成26年3月8日に狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員説明会及び舞川第7区、8区、9区の住民説明会において、地区の皆様へご説明を申し上げたところでございます。

仮設焼却施設は建設までに約3年を要します。焼却期間はおおむね5年間を見込んでおります。また、焼却炉の規模は、1日当たり50トン程度と計画しているところであります。仮設焼却施設は、農林業系放射能汚染廃棄物処理の終了後は解体、撤去いたします。

焼却灰の埋め立てについては、国が定めるガイドラインの方法に組合独自の安全対策を追加して、より万全を期するとともに、埋め立て期間中はもとより、埋め立て終了後も放流水、地下水等の測定を継続して実施し、適正に管理してまいります。

今後も、狐禅寺地区及び舞川地区の住民の皆様への説明をさせていただき、住民の皆様のご理解とご協力を得られるよう努めてまいります。

次に、新焼却施設及び新最終処分場の建設についての行政報告でございます。

平成25年11月に策定いたしました県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づく新焼却施設及び新最終処分場について、狐禅寺地区に設置する計画とし、平成26年3月8日に狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員説明会及び舞川7区、8区、9区の住民説明会において、地区の皆様へ説明を申し上げたところでございます。

新焼却施設の建設については、平成26年度から具体的な取り組みを行いますが、新焼却施設は、これまでの迷惑施設のイメージを一新する安全安心を最優先とした最新の施設とし、人が集うような今までにない施設としたいと考えております。また、地域づくりの拠点となるよう、焼却施設の余熱利用施設の整備等についても、地区の皆様とともに検討して参りたいと考えております。

新最終処分場につきましても、地区の生活環境の保全、安全を第一とした施設とし、埋め立て終了後の利用方法について、地区の皆様とともに検討を進めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議 長（武田ユキ子君） 以上で行政報告を終わります。

議 長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（武田ユキ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

2 番 岡 田 もとみ 君

15 番 佐 藤 雅 子 君

を指名します。

議 長（武田ユキ子君） 日程第2、会期の決定を議題とし、これをお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第3、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から

平成26年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第24回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成26年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、ごみ及びし尿処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めてまいりました。この間、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後におきましても、管内人口や高齢化率などの推移を踏まえ、ともに支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備するため、負託された広域行政事務を構成市町との連携のもとに、効率的、効果的な執行に努め、管内住民の福祉の向上のため、以下の施策を推進して参る考えであります。

まず初めに、衛生事務について申し上げます。

県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、平成25年11月に策定されました県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づき、新焼却施設の整備については、平成33年度の稼働に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

新焼却施設及び新最終処分場の建設につきましては、狐禅寺地区に設置する計画とし、構成市町が進めるまちづくりの諸施策との連携、施設周辺地区の地域づくりに意を配するとともに、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。また、一般廃棄物処理事業は、住民の皆様のご日常生活に深くかかわりのある業務でありますことから、現在の廃棄物処理施設について、計画的な補修工事等により適切な維持管理を行い、ごみ及びし尿の安定的、継続的な処理に努めてまいります。

次に、放射能対策についてであります。まず利用自粛牧草の処理につきましては、大東清掃センターで焼却し、東山清掃センターに埋め立てを実施することといたしました。大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様には、苦渋のご決断をいただいたところであり、改めて深く感謝を申し上げます。

また、利用自粛牧草以外の農林業系汚染廃棄物につきましては、国が狐禅寺地区に仮設焼却炉を設置し、組合が一般廃棄物との混焼により焼却を行い、焼却灰については舞川清掃センターに埋め立てをする計画とし、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

これらの焼却及び埋め立てに当たりましては、安全対策と監視に万全を期すことはもちろん、施設周辺の住民の皆様への的確な情報提供を行い、安全安心を最優先とした処理に努めてまいります。

一関清掃センターごみ焼却施設から発生いたしました8,000ベクレルを超える焼却灰につきましては、指定廃棄物として放射線量の遮蔽率が高い軽量コンクリートボックスに保管し、飛散防止、放射線量の低減など、安全対策に万全を期してまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターへの焼却灰の埋め立てにつきましては、国のガイドラインに定める方法に加え、組合独自の安全対策として、放射性物質の飛散、または漏洩防止対策を実施するとともに、放流水及び空間線量等の環境測定を定期的に行いながら、周辺住民の皆様の安全安心を確保するよう安全対策の徹底を図ってまいります。

次に、ごみの収集についてであります。家庭ごみの収集につきましては、組合広報紙、ごみ

収集カレンダー、ごみの出し方啓発用チラシの配布により、ごみの分別について管内住民の皆様の更なるご協力、ご理解を得られるよう努めてまいります。更に、小型家電リサイクル法に基づく小型家電回収事業の実施により、ごみの資源化の促進を図るとともに、資源循環型社会の構築に向け、構成市町とともにごみの減量化及び資源化を推進してまいります。

火葬場の運営につきましては、平成26年4月から指定管理者による管理を導入いたしまして、管理運営の効率化と利用者へのサービスの向上に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

平成12年度から実施されました介護保険制度は15年目を迎え、今後も介護を社会全体で支える制度として住民の皆様のご理解をいただくとともに、適正なサービス利用の周知に努めてまいります。また、人口減少が今後更に進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成25年12月末現在で31.3%でありまして、これは他の自治体と同様増加の傾向にございます。特に、介護の可能性が高くなると言われる75歳以上の高齢者の割合が増加しておりまして、この傾向は今後も続くものととらえております。平成24年度に策定いたしました第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域ケアの中核機関である7カ所の地域包括支援センターにより支援をしてまいります。

また、介護サービスにつきましては、認知症対応型のグループホーム、地域密着型の特別養護老人ホームのほか、平成24年度に創設された在宅の介護サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの整備に向けて事業者の募集を行い、住み慣れた地域で生活ができる環境の整備に努めてまいります。

また、介護予防事業については、引き続き構成市町と連携を深めながら、自立した生活が維持できるよう、健康づくりに関する関心を高めるなど、効果的に介護予防事業を実施してまいります。

介護保険制度につきましては、第1号被保険者になる直前の64歳の方々を対象とした説明会を開催し、周知、啓発に努めてまいります。また、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催し、介護サービスの質の向上を図ってまいります。また、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を策定してまいります。策定に当たりましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を目途に、中長期的な視野に立った検討を進めるとともに、構成市町と連携し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、予防、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を推進してまいります。

以上、平成26年度の施策の方針を申し上げます。

行財政環境は依然として厳しい状況にあります。広域行政体を預かる者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配し、地域住民の福祉の向上に誠心誠意取り組む所存でございますので、組合議会議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。組合管理者としての施策推進の方針といたします。

議 長（武田ユキ子君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭にお願いいたします。

一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

大内政照君の質問を許します。

大内政照君の質問は一問一答方式です。

1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 1 番、大内政照です。

通告に従い、一般質問をいたします。

さて、一般質問に入る前に、昨年12月21日に大東町羽根折沢地区で、住民11人の出席のもと、田代副管理者を中心に住民説明会を開催しました。また、今年の1月19日には川崎町所萱地区で22人の住民出席で、平山副管理者を中心に住民説明会を開催しました。3月8日には狐禅寺地区で約40人の住民参加があり、同日、舞川地区では21人の住民参加のもと、勝部管理者を中心に住民説明会を開催しました。大東清掃センターと一関清掃センターに近隣する地域の住民に対する説明会でありましたが、お世話になっている一平泉町民として、また、一関地区広域行政組合議会議員として、住民の皆さんがどのような意見、要望があるのか拝聴してまいりました。

武田議長のようにすべて出席とはいきませんが、阿部副議長と手分けをして出席しました。

住民の皆さんが迷惑施設の周辺に住んでいるということもあり、かなり手厳しい意見、要望がありましたが、勝部管理者と事務当局の真摯な説明には、何とか理解してもらおうという姿勢が見られました。住民の皆さんの理解が得られるのには、何度かの住民説明会が必要と思われますが、放射性物質対策と新一関地区清掃センター建設に向けて着実に進んでほしいものと希望しております。

以上の状況のもと、一般質問に入ります。

まず、新一関地区清掃センター建設についてであります。

県南地区ごみ処理広域化基本構想では、一関清掃センターと大東清掃センターを統合し、一つの施設に集約する予定ですが、その概要について質問します。

（１）建設予定地はどこになるのか、（２）土地買収費用、施設建設費用、人員体制についてはどうなのか、（３）近隣住民対策も含め、施設内容はどのように考えているのか、（４）国、県からの予算上の補助、支援はどのようになる予定なのかをお伺いいたします。

次に、ごみ処理費用の有料化についてであります。

現在、一関地区ではごみ袋は有料で購入し使用しているが、ごみ袋の購入料金にごみ処理費用を加算して販売、運用しているほかの自治体があります。清掃センターの経費に充当し、かつごみの量削減に貢献しているようであります。将来的には新一関地区清掃センター建設を予定し、建設費用もかかることであり、ある程度の利用者負担を検討すべきと思うが、どのように考えているかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくご答弁お願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） 大内政照君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 大内政照議員の質問にお答えいたします。

まず、新焼却施設の建設予定地についてでございますが、平成25年11月に策定されました県南地区ごみ処理広域化基本構想において、一関市・平泉町地域のごみ焼却施設は、一関清掃センターと大東清掃センターを統廃合し、平成33年度に新焼却施設の稼働を目指すこととしております。

また、建設予定地については、基本構想において、新たに整備する施設の設置場所の選定については、施設規模、処理方式を基礎に、建築面積、敷地面積を想定し、地形、地質、周辺環境、収集運搬等道路状況や土地利用規制、想定される当該候補地周辺の将来計画を踏まえて検討の上、地域住民の理解を得て決定するものとするというふうにされているところでございます。

組合では、この基本構想を受けまして、新焼却施設を狐禅寺地区に設置したいと考えております。焼却施設の建設に当たっては、地域のまちづくりの拠点となり得る余熱利用施設等も一体的に整備することを計画しておりますことから、狐禅寺地区の皆様と協議して参りたいと考えております。

なお、本年3月8日に、狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員の皆様を対象とした説明会を開催いたしまして、新焼却施設の建設計画について説明をしたところであります。

次に、新焼却施設の建設費用等についてでございますが、新焼却施設の具体的な建設場所や炉の形式、処理能力などの具体的な施設内容については、今後検討を進めることとしております。したがって、土地買収費用、あるいは施設建設費用、人員体制等につきましても、今後の検討事項となります。

また、施設建設費用についてでございますが、現在の一関清掃センター及び大東清掃センターの1日当たりの焼却量から、新焼却施設の1日当たりの焼却量を110トンから130トンと想定し、他の自治体のごみ焼却施設の建設費用を参考に試算いたしますと、新たな焼却施設の建設費用は約57億8,000万円程度と見込んでいるところでございます。焼却施設に発電施設を併設した場合は、この金額に更に19億5,000万円程度が必要と見込んでいるところであります。

次に、余熱利用施設などの整備についてのお尋ねがございました。この施設を住民対策の施設というふうには実はとらえておりませんで、あくまでも地域づくりの一環として、これまでの清掃センターのイメージを一掃するような新しい発想で、まちづくりの観点から地元の皆さん一緒になって具体的な計画をつくって参りたいというふうに考えてございます。具体的な内容につきましては、今後、地元の皆様と一緒に協議をして参りたいと思います。

次に、施設建設の財源についてでございますが、新たな焼却施設及び併設されます発電施設の建設につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金を予定しておりますが、その補助額は交付金対象経費の3分の1が交付される制度となっております。施設建設費の補助金以外の財源は、90%は起債を充てまして、10%は一般財源により措置することになります。また、余熱利用施設につきましては、施設の具体的な整備計画策定とあわせ、国、県の補助制度活用について検討をしてまいります。

なお、起債額の50%は地方交付税により措置されることになっております。

次に、家庭ごみの処理の有料化についてでございますが、ごみの減量化、リサイクルの推進、負担の公平化、住民意識の向上などを目的として、岩手県内では北上市において、ごみ袋の購入料金にごみ処理手数料を加算することによって、家庭ごみの処理を有料としている事例がございます。家庭ごみの処理の有料化は、ごみ減量化などの有効な手段の一つではありますが、住民の皆様負担も伴うものでございますことから、県内各自治体の動向とあわせ、有料化によるメリット、デメリットを踏まえた検討をして参りたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 1番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 答弁ありがとうございます。

それで、まず最初の質問の土地買収費用、施設建設費用は未定とご答弁されましたけれども、

今ある一関清掃センター地内に建設予定を考えているのか、それとも、そこを拡張しながら土地を買収して建設するのか、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 建設場所につきましては、今の一関清掃センターを拡張してやるのか、あるいはそれ以外の場所かというふうなご質問をいただきました。基本的には、先ほど管理者が答弁いたしましたとおり、地区の皆様方と、基本的には一緒になって建設場所について決定して参りたいというふうな方向でございます。ただ、一関清掃センターの拡張につきましては、土地の地形であるとか、今言った地区振興のための施設になるかどうかというふうなことを踏まえますと、ちょっと難しいのかなというふうな、そういった思いはしてございます。

議長（武田ユキ子君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 住民説明会などのお話を聞いていますと、どうも一関清掃センターの中に施設をつくるようなニュアンスで私は感じたんですよ。そうした場合、その地域のその土地を拡張して施設をつくるのか、それとも現在の土地の中につくることは可能なかどうかですね、または最終処分場の問題もありますから、近場に最終処分場というお話もあったものですから、その辺をもう一度確認したいなということで質問しているんですが、そこら辺は細部についてはまだ詰まっていないということでしょうか、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今ご指摘のとおり、基本的には細部についてはまだ決定してございません。いずれ、地域振興のためになるような施設、それを第一義的に当然考えなければいけないというふうなことでありまして、その核となるのが新焼却施設というふうなとらえ方で考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） そうしますと、平成33年度稼働予定という、日程的にはもう決まっているわけなんですね。そうした場合、いつまでものんびりと進めることはできないはずなんですけれども、概略、いつ頃までにはっきり詰め、方向性を決める予定なのか、日程的なスケジュール的なところでお答え願います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず最初に、一番必要なことにつきましては、住民の皆様方のご理解をいただくというのがまずもって大前提になります。その上で、先ほどお話ししましたとおり、その地区の振興に寄与する施設の位置というふうなもので考えていかなければならないというふうなことになります。ご指摘のとおり、土地の場所が決まらなければ環境アセスであるとか、いろんな部分が進んでいけないというふうなことであります。まずもって住民の皆さんのご理解をいただいてから、早急に建設場所については決めていかなければいけないというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） それでは、早急に決定していただきたいなと思います。

それで、ちょっと質問変えますが、先ほど勝部管理者の答弁にもありましたが、発電施設が19億5,000万円というお話でしたけれども、これは私、以前、確か一般質問でもお話ししましたが、やはり余熱利用なり、今エコの時代ですので、エネルギーが足りないということで発電機能はぜひ必要ではないかなということで質問はしたんですが、なんかかなり実現しそうなお話で、ぜひ

これはやるべき内容だと思うんですよ。今後、やはりエネルギーの問題はかなり大きな要因になってくると思いますので、19億5,000万円かけても長い目で見れば十分、もとが取れるという表現は悪いですが、住民のために貢献できる施設になると思いますので、これはぜひ推進していただきたいと思いますと思うんですが、それについていかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 発電施設だけに限定せずに、あらゆる可能性をお示ししながら住民の方々と一緒に考えていきたいと思います。前提となるのはエネルギーの再利用、そして複合施設、人を呼べる施設、視察者等がいっぱい集える、交流できるような、そういうところまで、もっと欲を言えば、そこで何らかの収益事業が展開できるような、そういう施設、そういうことをイメージで今考えております。

議長（武田ユキ子君） 1 番、大内政照君。

- 1 番（大内政照君） ありがとうございます。ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。それと、一つの今この地域の関心事なんですが、放射性物質の処理の問題なんですね。この新しい施設でも当然そういった機能は大事な一つの重要なポイントになると思うんですが、その辺の機能がしっかりしたものを予定しているのかどうか確認したいと思います。答弁をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 新焼却施設につきましては、当然国が定めている環境基準、そういったものは当然遵守していかなければならないわけでございますけれども、更に当然その基準を厳しく、住民の皆様のためには厳しい基準の中でいかなければならないというふうに考えてございます。そういったときに、当然大東清掃センターにありますようなバグフィルター、こういったものにつきましては、今後はまさに必須の設備であるというふうに考えてございます。そういったものも含めて管理者が話しております最新の施設、そういったものを目指して参りたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 1 番、大内政照君。

- 1 番（大内政照君） 一般家庭ごみの中にもやはり放射性物質というのは、濃度は低いにしてもかなり紛れ込んでいると思いますので、ぜひこれは必須の条件の一つとして、こういう処理機能を完備したものを建設していただきたいと思いますというふうに思います。

さて、次の質問に入ります。近隣住民対策ということで、（3）で私も質問しましたが、管理者の答弁では、地域づくりの一環としてのまちづくりにすると非常に積極的な答弁で非常にうれしく思うのですが、ぜひこれも地域住民が納得し、なおかつ近隣ですね、近場の住民の方をまず優先できるようなものですね、そういったものを、やっぱり迷惑施設が近くにある方々に対してはそれなりのやはり見返りといいますか、そういったものも必要ではないかなと思いますので、そちらをまず優先でやっていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今ご指摘のありましたとおり、第一義的にはまさにその施設周辺の住民の皆様方に貢献するような施設がまさに必要であるというふうな部分でございます。そして、また、当然そういった複合施設でありますので、近隣の方のみならず多くの皆様方に利用していただくような施設にならなければいけないというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 1 番、大内政照君。

- 1 番（大内政照君） それでは、ぜひ、まず近隣住民の方の対策を優先しながら、日本一といわれ

るぐらいのそういった施設をつくっていただきたいと思います。そういったことで、しっかり準備の方も大事だと思いますので、事務当局のそういった作業に期待しながら1番目の質問は終わりたいと思います。

次に、ごみ処理費用の有料化についてですが、先ほど勝部管理者、北上市の事例がありました。私は秋田の方によく行くものですから秋田のスーパーとか販売店なんか入りますと、こういった家庭用のごみの料金表の脇に、下の方に処理代、一つ言うと10リットルでは100円ですよとか、20リットルのごみ袋では200円ですよというふうに表示しながら販売しているんですよ。ですから、秋田市民はそういった表示しているのがわかるし、これはもう当たり前にかかるんだなという意識を持ってごみ袋を買っているわけです。ですから、やはりそういった意味でも、私は何を言いたいかというと、やはり自治体であってもごみ処理、コスト意識、これは持つ必要があるのではないかというふうに思うんですよ。今後の検討課題ではあると思うんですが、ちょっと事務当局の考え方を再度お伺いします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 岩手県内では北上市が実施しているというふうなことでありますけれども、当然これにつきましてはメリット、デメリットがございます。デメリットの大きい部分といたしましては不法投棄が増えるとか、そういった部分もございます。いずれ、岩手県内の市町村でもまだ進んでいないというふうな状況にありまして、更にメリット、デメリットを検討して参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 1番、大内政照君。

1番（大内政照君） 私がなぜこれを言ったかと言いますと、新しい施設をつくるという、コストがかかりますよという状況の中で、やはりそれに税金とかそういった国の補助だけではなくて、利用する我々住民も何がしかの負担をすべきではないかなという考え方のもとにこういった質問をさせていただいたんですけれども、そういう意味ではぜひコスト意識を持って、それとの兼ね合いになると思いますけれどもね、やはり他の自治体でもやっているということは、ある程度そういったこともやれないことはないという、やるための可能性をぜひ追求して、新しい施設には概算これでいきますと70から、余熱施設利用を入れますと80、90億円ぐらいの金額がかかるわけですね。こういったお金がかかるのは、やはり地元に住んでいる住民としても、何がしかの若干でも負担をすべきだということで私はこういった話を提案しているわけですが、もう一度答弁お願いします、そういう状況に対して。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ご指摘のとおり、負担の公平化、あるいはリサイクルの推進といった部分につきましては、まさにご指摘のとおりかと思います。ただ、岩手県内のみならず他の自治体の例も若干お聞きしてみますと、導入したときは、まさに料金がかかるものですから、ごみの減量化といいますか、排出抑制にはつながるというふうにも聞いておりますけれども、これが時間が経ちますと慣れてといいますか、そういった意味ではあまり今度減量化が進まないというふうな状況にもあるようです。加えて、料金を払っているものですから、極端に言えば、出したものは何でも持っていかねばいけないみたいな、そういった部分も新たに芽生えるといいますか、そういった意識にもなるという部分もあるようでございます。そういった分も含めて、広く検討させていただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 1番、大内政照君。

- 1 番（大内政照君） では、最後になりますが、やはりこういった、例えば今、北上市の話は出ましたけれども、秋田市とかですね、ほかのやっている自治体の状況も確認しながら検討されていくべきだと私は思いますので、どうも職員の方はデメリットを強調しすぎて前進しないケースが多いものですから、ぜひその辺も、デメリットはあるけれども、こういったメリットもあるんだよということをぜひ確認して進めていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（武田ユキ子君） 大内政照君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5 番、菊地善孝君。

- 5 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告済みのごみ焼却施設に関する3件について、順次、提案を中心に発言しますが、先般の議員全員協議会において説明、質疑した経過がありますので、要点を絞って行っていきたいと思えます。

質問に先立ちまして、今月末をもって退職する佐藤事務局長のこの間の努力に感謝を申し上げたいと思います。特に、印象深く残っているのは、放射能汚染物の大東清掃センターでの第一次焼却に向けた関係住民の方々からの合意取り付けに際して、相当の箇所数と厳しい発言が続く中、他の職員の方々と一緒になってしっかりした説明に努められていたこと、頼もしく思ったものでございます。かつての東磐衛生組合時の事務局体制と比べ、格段の進化を感じた一人であります。第一次、第二次焼却、沿岸部のがれき処理に果たした実績は顕著なものがあったと思います。他の退職される方々ともども、あわせてご多幸をお祈り申し上げたいと思います。

本題に入ります。

まず、新一関可燃ごみ焼却施設建設問題であります。

やっと着手できたとの思いを持ったのは私一人ではないと思います。ダイオキシン対策の遅れ、問題の顕在化、そして、後手後手の対策のありようは、進行中のトイレなきマンション建設と揶揄されている原発政策と似ているように思えてなりません。相当規模の小さい焼却炉でも、現在ではダイオキシン対策が万全になっても、今度はかつて立案したものに固執し、CO₂の問題を考えない広域化計画に固執する行政姿勢が今日まで、現一関可燃焼却施設建設を遅らせたと言わざるを得ません。特に、丸3年を経過した東電の福島第一原発事故放射能汚染物の一日も早い処理という管内住民の方々の願いに応えない国の姿勢は、厳しく指摘しなければなりません。能力の問題というよりも、何のための行政を行っているかという、そもそものところで姿勢が問われなければならないのではないかと。

このような中、私はたびたび、大東清掃センターでの処理、一関センターの建てかえ検討を提案してきたところであります。国、県の方針が不十分な中、担当者の方々は努力してきたことは承知をいたしています。そのような経過を踏まえて、具体的に質問をいたします。

その第一は、建設予定地として狐禅寺地区の報道がされましたが、どういう経過で同地区ということになったのか、改めて説明をいただきたいと思います。

2つ目は、住民合意取り付け見込みであります。栃木県の先進事例を議員研修視察ということでご案内をいただいた経過があるわけですが、住民の方々に計画段階から積極的に参加いただく、こういう手法で通常の6割程度の期間で施設整備をしたという事例を目の当たりにし

た経過があります。これらにどう学んで今後進めようとしているのかについても、あわせて説明をいただきたいと思います。

2つ目の仮設の放射能汚染物処理施設についても説明を求めたいと思います。この件についても、過般の議員全員協議会の説明を受けていますが、十分な説明を聞けなかった点について質問をいたします。

その第一は、焼却により発生する放射性物質の飛散を捕捉できる構造になっているか否かです。説明では、バグフィルターで捕捉・除去をするとの説明がありましたが、ダイオキシン対策でさえこれでは十分な効果は生まれない。何ゆえ、このような仕様で除去できると言えるのか、技術的な説明を可能な限り求めたいと思います。

その2つ目は、そもそも施設建設を狐禅寺とした経過、これについても説明をいただきたいと思います。

その3つ目は、最終処分場を含む住民合意取り付け見込みについて説明を求めるものであります。

最後に、舞川最終処分地への放射性汚染物質の埋め立て問題について触れます。新一関可燃ごみ焼却施設建設も仮設の施設建設も、最終処分地が見込みが立たなければ絵に描いた餅となります。当面の処分地とならざるを得ない舞川最終処分地埋め立て合意が大切となります。そこで、住民の方々との合意見込み、どういう状況にあるのか、改めて説明をいただきたい。

その2つ目は、舞川地区民の方々に広く情報提供し、ご意見をいただく方法以外にないのではないか。大東清掃センター未協定地区と同意いただいた地区を同じように扱った結果として、最も設備が整っている施設活用さえ相当合意取り付けに時間を要した経過がこの間あります。ご協力をいただいている舞川地区の方々との経過を踏まえた対応が必要であり、他地区と一律にはいかないのではないかと考えてならないのですが、答弁をいただきたいと思います。

その3つ目は、当面の人的体制強化なくして、これは進められないはずであります。かつて一関清掃センターは2課体制、二つの課体制から1課にし、職員を削減したまま今日を迎えています。これだけの事業を進めるわけですから、具体的な人的な配置増があつてしかるべきと考えますが、この分についての所見を求めたい、方針を求めたいと思います。

その4つ目は、低レベル放射性廃棄物について、電力業界試算では現施設解体見込みで49万6,000立方メートルと明らかにしています。市民の皆さん、特にも関係住民の中で、この低レベル放射性廃棄物と比べてこの舞川最終処分地への持ち込みとなる汚染物はどういうレベルになっているのか、こういうふうな関心が高まっていると仄聞をしています。低レベル放射性廃棄物は3段階に分かれるわけですが、どの程度の汚染レベルなのか、この機会に改めて住民に対してこの議場を通じて説明をいただければと思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、新焼却施設の建設についてであります。新焼却施設につきましては、平成25年11月に策定した県南ごみ処理広域化基本構想において、一関清掃センターと大東清掃センターを統廃合し、平成33年度に稼働を目指すこととしております。組合では、この基本構想を受けまして、新焼却施設を狐禅寺地区に設置したいと考えており、狐禅寺地区の皆様には本年3月8日に狐禅寺

地区生活環境対策協議会代議員の皆様を対象とした説明会を開催し、説明をしたところでございます。

新焼却施設は、これまでの焼却施設が迷惑施設であるというようなイメージを一新する安全安心を最優先とした最新の施設とし、また、狐禅寺地区の地域づくりの拠点となるよう、余熱利用施設など地域住民の皆さんとの協議をしながら、具体的な整備計画を作成してまいりたいと考えております。今後とも、地元の住民の皆様を対象とした説明会を開催し、焼却施設を中心とした地域づくりについて説明するとともに、焼却施設の具体的な建設場所や地元振興策、地区周辺環境の整備などについて、地域の皆さんと一緒に検討を進め、建設についての合意をいただけるよう努めてまいります。

次に、仮設焼却施設についてでございますが、現在、一関市及び平泉町には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した稲わらやはだ木などの農林業系の放射能汚染廃棄物が1万9,608トン発生してございまして、早期の処理が求められているところでございます。この農林業系放射能汚染廃棄物の処理については、国が仮設焼却施設を設置して、一関市及び平泉町に保管されている1キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物と、県内他の市町村の指定廃棄物70トン、これを焼却処理いたします。国による指定廃棄物の焼却処理後は、一関市が当該仮設焼却施設を引き継ぎ、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系放射能汚染廃棄物を焼却する計画としております。

施設の建設に当たっては、安全性の確保対策として、汚染物質の飛散防止のための受け入れヤードを設置するとともに、排ガス中の放射性物質の除去に有効なバグフィルターを設置するなど、汚染廃棄物の焼却に対応した施設とする方向で、現在国と協議を進めているところでございます。また、農林業系放射能汚染廃棄物の焼却に当たっては、一般ごみと混焼することによりまして、焼却灰の放射性物質濃度が1キログラム当たり5,600ベクレル以下となるよう、焼却量を調整をして、更に排ガス、空間線量等の定期的な放射性物質濃度測定を行うなど、安全対策を講じてまいります。

次に、仮設焼却施設の設備についてでございますが、焼却期間はおおむね5年間と見込まれますことから、焼却炉の建屋については、現在の一関清掃センターや大東清掃センターのような鉄筋コンクリートで焼却炉を覆うような構造とは異なるものとなる見込みでございますが、焼却炉の本体部分については、バグフィルターを設置するなど大東清掃センターと同等レベルの設備を備えるものとし、安全安心を第一とした施設とすることで国と協議を進めてまいります。

次に、仮設焼却炉から発生する焼却灰の埋め立てについてでございますが、農林業系放射能汚染廃棄物の焼却灰につきましては、舞川清掃センターへ埋め立てを行いたいと考えております。このことにつきましては、舞川清掃センター周辺地区の行政区で組織されている一般廃棄物最終処分場地区協議会の役員の方々に、あらかじめ農林業系放射能汚染廃棄物処理に伴う焼却灰の埋め立てについての概要を説明させていただき、3月8日には地区協議会を構成する舞川7区、8区、9区の住民の方々を対象に、また、3月25日には舞川5区の住民の方々を対象に説明会を開催したところでございます。

焼却灰の埋め立ては、国のガイドラインに定める方法に加えまして、組合独自の安全対策として放射性物質の飛散、または漏えい防止対策を実施するとともに、放流水及び空間線量等の環境測定を定期的に行うこととしており、埋め立て終了後においても放流水、地下水等の測定を継続して行うこととしております。また、周辺住民の健康不安の解消のため、施設周辺住民の方々

の健康調査を実施することとしているところであります。こうした安全対策及び健康不安解消対策について、説明をしながら地元住民の皆さんのご理解をいただけるよう努めてまいります。

なお、人的体制についてのお尋ね、それから低レベル放射性廃棄物との関係でのご質問については事務局長が答弁いたします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、人的体制についてのご質問でございますけれども、まずもって平成26年度につきましては、狐禅寺地区の皆様方のご同意をいただくことがまずもって大前提になります。その後、当然用地の決定でありますとか、そういった部分に進みますけれども、並行して平成26年度につきましては、地域計画を策定しなければなりません。この地域計画を策定してから本格的に作業といいますか、事務レベルの量が増えていくというふうに認識してございます。そういったことから、平成27年度以降そういった人的体制の整備が必要ではなかろうかというふうに考えてございます。

それから、低レベルの放射線の影響についてでありますけれども、まず国においては、焼却灰の関係になりますけれども、10万ベクレル以上、それから8,000から10万ベクレル、8,000ベクレル以下というふうな、この大きく分けて三つの区分をしてございます。ご質問の低レベルというのは8,000ベクレル以下の部分についてのご質問かというふうに思いますが、国においては8,000ベクレル以下は通常の埋め立てでいいというふうなことでございまして、これにつきましては一定のモデルを使いまして国で安全評価を行ってございます。そういった中で、焼却灰に50センチの覆土をした状態で、そのすぐ近くで作業員が作業しても年間1ミリシーベルト以下というふうな、そういった安全評価が出ておりまして、そういったことから8,000ベクレル以下は通常の埋め立てでよろしいですし、その作業員にも影響がないというふうな結論に至ったというふうに聞いてございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それでは再質問いたしますが、私、全体的にこの放射性物質の県下一汚染地帯となっているこの地域において、一日も早くここから卒業すると、脱却するという意味で、新一関清掃センターも仮設も最終処分地についても、関係住民の人たちのご理解をいただいて前に進めるべきだし、進めていかなければいけないと基本的にそう思います。そういう意味で、当局は当局なりにこの間努力をしていることも認識をいたしています。ただ、議会ですから、一般的なやりとりではないかと思ひまして、具体的に少し厳しい話もせざるを得ません。

その第一は、何と言っても住民の方々からご理解いただく上でいくつかネックになることがあるんだろうと思います。一関清掃センター改築について言えば、再びこの地域にこの種の建設はしないんだという、こういう取り決めがあるわけですね。にもかかわらず、どうして狐禅寺なんだと、こういうご意見は既に出始めているというふうに聞いているんですが、こういう状況の中で建設予定地をまた狐禅寺にしたという、そのところの説明が報道含めて、議員全員協議会なり今日の施策推進方針なり同僚議員への答弁を聞いていても、いま一つストンと来ないといひますか、こういう事情なのだと、こういう考え方なのだというあたりの説明が、私は率直に申し上げて不十分ではないかと思うんです。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 確かに不十分というふうなご指摘をいただければ、すべてを逆に私のほうから、こうこうこういう経緯でということをしてすべてここでお示しするのがいいのかどうかということも、

執行者としての判断もございます。確かにここの場所には新しいのはつくらないという覚書というの也存在もあります。それをすべて含んだ上で、そして執行者としての判断をしたということでございます。したがって、その経緯の細かいところについてすべてを説明し切れればいいわけでございますけれども、そのところは執行者の判断というものでご理解いただくしかないかなと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私、この一般質問をするに当たって担当部署の職員からヒアリングを受けました。そのときに私言ったのが、さっき、私は基本的にこういう立場ですよということを言いました。あわせて、デリケートな問題だから、可能な範囲で答弁いただければいいということも既に通告してあるわけです、その部分含めてなのですがね。ただ、一般の住民の方々、それから不安を持っているの方々、ならば来てほしくないと思う住民だってもちろんいらっしゃるはずなんです。そういう人たちにとって、なぜそういうふうな覚書なり協定なり書面の取り交わしをしているにもかかわらず再び狐禅寺なんだと。狐禅寺に居を構えた人たち、新たに構えた人たち、従来から住んでいらっしゃる人たち含めて、終の棲家だと思って家をつくっているわけですよ。そういうところにこの種の施設が再びつくられるということについては、やはり私がその立場だったら首かしげと思うんですね。なぜこの地域に再び施設なのか。どこかにつくらなければならぬわけですね。だけれども、なぜ再び狐禅寺なんだというところの説明が、聞いていて、報道含めて聞いていて今一つ私は、関係住民の中で疑問を持っている人たちに答え切れていないのではないかしらという思いがしてならないんです。立場上いろいろな経過の中で、デリケートな問題だから、そのところまでこと細かく答えたのではまた別な意味で心配事があるとすれば私はこれ以上は聞きませんが、そういう側面はやっぱりあると思うんですね。報道聞いていてですよ、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 特に何かを隠しているというふうなものではございませんで、覚書等の存在もしっかりと肯定した上で、これをこれまでのイメージのような施設とはとらえておりませんので、一緒になって新しい施設を、ごみ焼却施設というふうなイメージのものではない全く新しいもの、そういうものを地域の方々と一緒になってつくっていきませんかという提案なんです。それを提案を申し上げていると。更に言えば、今、国際プロジェクトの実現に向けて取り組んでいるわけでございますけれども、それとの関係でうまくこれを位置づけていきたいというのがございます。ただ、そちらの方はまだ正式に決まっているわけではございませんので、あまり具体的にはつきり申し上げるわけにはいきませんが、そういう国際プロジェクトとの関連でのまちづくりというものも念頭に置きながら地域づくり、地域の振興のためにこの施設を位置づけていきたいと思いますかと、まちづくりと一緒に考えていきませんかという提案、そういう形で地元の方々には説明をしてきたつもりでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 勝部管理者に対して、この議場で何回か私のつたない経験を紹介させていただいた経過があります。というのは、現在の大東清掃センターをつくる前、あそこには3回施設をつくらせてもらったのですが、2回目で全国で悪い方から7番目のダイオキシンが大きく報道されました。しかし、あの地域に施設を更新しないと受け入れていただけないところがないと、毎日20トン以上の一般ごみ、可燃ごみが出ると、それをずっと他の、あのときに中心になって受け

入れていただいたのは現在の狐禅寺の施設だったのですがね。しかし、それをいつまでもいつまでもお金払っていけばいいというものではないから、自分たちのごみは自分たちで処理するしかないんだと。あそこまで大変な報道なり状態だったものだから、それを新たなところで住民の理解をいただいて建設するということはできない状況でした、いろいろ検討しましたけれども。

それで、当時の大東町長である副管理者と一緒にあって、とにかく引き受けていただかないとこういうことになってしまうと、お互いに出すごみの処理の方法がなくなってしまうということで、本当にお願ひできる立場ではないんだけどお願いし、ご理解をいただいたという経験を話させていただいたことがあります。そのときに、最終的にどうして、何が受け入れたくないものを受け入れていただくその材料になったかということ、私は二つあると思う。一つは信頼関係ですね。二つ目は、言っていることが科学的に裏付けされているかどうかです。言葉の問題ではなくて、迷惑をかけないと。それはなぜそう言い切れるのかと、技術的にですね。そのところを手問ひまかけて調査をして、そしてそのことを住民の人たちにご理解をいただいたと。そういう姿勢を含めて、信頼関係が不十分であっても醸成されたから、結果として3回目の施設をつくらせていただいたのではないかと思います。

そういう意味で、以下の問題について、以下のところでその技術的な部分はお聞きしたいと思うのですが、どうでしょう、住民合意の取り付けの関係、この部分についてはあまり心配しないでいいという状況にあるのでしょうか。それとも、全くこれからの努力次第だということなのでしょう、この狐禅寺への新一関ごみ焼却施設建設については。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、議員ご指摘のとおり、地元との信頼関係、まさにこれは一番大事なところだと思っております。そういったことを踏まえて、私どもとしても、住民の皆様方にご理解をいただけるような、そういった十分な説明に努めて参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） この項目では最後に、このことだけはちょっと話しておく必要があるのではないかと。さっき同僚議員の一般質問の受け答え聞いていて、どうも気にかかる、そういうふうな経験をした立場から気にかかることがありますので、この部分だけは一言触れたいと思います。

それは当時も言いました。日本一云々ということをおどもも地権者の方々からも出たし、私どもものやっっていかなければならないという立場の者たちからもこういう意見が一部出ました。その結果、大東清掃センターは当時としては日本一、ダイオキシンについては厳しい規制、国の法律上の規制の100倍厳しいものを完成しました。そのことはそれですばらしいことではあるのですが、実はとんでもないランニングコストが食う施設にもなりました。現在の一関清掃センターで処理するものと比べると、トン当たり2.5倍ぐらい経費かかるんですね。これでは、長期間、まず税金で手当てするわけですから、できるだけ長く施設は利用しなければならないんだけど、財政的な側面からなかなか難しいという側面が出てくるわけです。大東清掃センターは先ほど紹介したように、そういうとんでもない状態の中で同じ地域に建設をせざるを得ないという、そういう状況だったからこういう結果になったと言わなければならないのですが、私はあえて日本一である必要はないと思います。その責務を果たせるだけのもの、そしてコストも考えた上で住民の方々都合に達した内容をきちっと履行できる施設であればいいというふうに私は、つたない経験ですけども、言わせていただきたいものだ。そうでなければ継続できないと、このように思います。この部分についてはコメントは求めません。意見として話をさせていただきます。

次は、二つ目の仮設の関係でありますけれども、まずバグフィルターを云々ということはこの間の議員協議会でも話し合ったし、今日もさまざまな形でお話をいただくのですが、私自身はダイオキシンと比べて放射性物質というのがどうなのかという科学的な知見は持ち合わせていません。ただ、感覚的には、報道その他から受ける感覚的には、ダイオキシンに劣らず捕捉するのが難しい物質だなという思いだけは持つのです。この辺についてはどういうふうな所見をお持ちでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 煙突から出ていくと思われるその放射性物質につきましては、基本的には煤塵に含まれているというふうなことでございます。大東清掃センターの例でお話をいただきましたけれども、確かにその100倍以上厳しい、国の基準より厳しいといった中で、煤塵量につきましても当然100分の1というふうな状況にございまして、そういった点からいたしますと、バグフィルターで放射性セシウムにつきましては99.99%取れているものというふうに理解してございます。

ちなみに、福島県内で事故発生当時、煙突から検出されたフィルターにつきましては、電気集塵機のみ、これについては検出されましたけれども、福島県内におきましてもバグフィルターを設置した炉では検出されていないというふうに聞いてございます。

それから、ダイオキシン対策、まさにこれは非常に大きな問題でございます。一般的に炉の温度を800度にすると基本的にはダイオキシン量が非常に少なくなるというふうなことでございまして、更に各種薬品類によりまして除去しているというようなことで、まさに大東でもこの基準につきましては、非常に国の基準より厳しいものになっておりますし、そういった点から安全に焼却しているものというふうに理解してございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 先ほど来、管理者等々から報告いただいている炉は、この仮設の焼却施設について日量50トンの処理をしたいということですよ。したがって、50トンの処理をするということになれば、もう少し大きい炉を用意なさるんだろうと思うんですね。50トンの処理目標に対して50トンの炉をつくるわけではないでしょうから、ある程度余裕を持ったものをつくるんだろうと思うんですが、今動いている大東清掃センターは、あれは2炉で80トンなはずでしたよね、確か、2炉。あれの半分ちょっとぐらいのものということ、あれは二つの炉があるわけですから、あれ一つの炉のちょっと大きいもの、あるいはもうちょっと大きいものということなのでしょうが、こういうものをこの放射能汚染物質の処理で国が設置している事例があるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 沿岸部のがれき対策で仮設焼却炉を設置した例はございますけれども、農林業系汚染廃棄物処理について50トン規模の炉をつくるというのは、日本で初めてかなというふうに認識してございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私、環境省の人には悪いんですが、環境省にあまりいいイメージを持っていないのです。というのは、福島原発事故があれだけのものが発生しました。それから1年半ぐらい経って、この地域からは私だけが上京したのですが、衆議院の議員会館の会議室で、環境省の職員たちも含めて、中央省庁に対するこの放射能汚染に対する取り組みがあまりにも遅すぎるといって、国会議員立ち会いのもとで、とにかく早く動いてもらわなければならない、こ

ういう、こういう項目についてはこういう形で動いてもらわなければならないという申し入れと
いいですか、交渉をするタイミングがあったのです。今から遡れば1年半ぐらい前になるんです。

そのときに、いろんな省庁から来ていたんだけど、一番できの悪かったのが、あえて言わ
せていただきますが、できが悪かったのは環境省。ほとんど現場のことがわからない。ほかの農
林水産省にしろ何にしろ、出先があるせいでしょうか、それだけの人的の体制があるからなん
でしょうか、事前に通告もしてあるのだから、ほとんど準備してきてテキパキと答えられます。技
術者もそろっていました。同席していました。ところが、環境省はほとんど問題にならない、悪
い意味で問題にならない。そういうところが、こういうふうな形でやりますよ、ああいうふうな
形でやりますよといっても信じていいのかしらと。これは私の取り越し苦労であればいいだけ
れども、本当にこの炉に関して、あるいは放射性物質除去、こういうふうなものについての十分
な知識を持っているんだろうかと。彼らは環境行政ですから、出てきたものに対して、いい悪い
を判断する立場にはあるわけですね。しかし、自分たちがその事業の主体になってものをやっ
た経験というの、恐らくないだろうと思うんですね。だから、実際問題、ああいう形で事前に
通告していて、国会議員が出ていて、ほかの省庁の人たちがきちっと受け答えできる、しなけれ
ばならないと思って準備してきているときに、あんな無様な対応するだろうと思うんですね。
私はそのところを考えると、全国で初めてつくるこの施設、これを十分なものにするために
は国任せではあってはならないだろうと思います。技術的なことを含めて一つひとつ、あなたた
ち、こういうふうなことをやるというけれども、それ技術的に可能かどうかということをチェック
していかなければならない、住民に代わって。こういうところまで、一部事務組合なり基礎的
自治体である市町が、一定の役割を果たさないと期待するものが生まれにくいという可能性を私は
危惧するのです。この部分について所見があればお話をいただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 大東清掃センターでまず最初に牧草の焼却を行ってございます。これにつ
きましては、国のモデル事業というふうな形で進めてございますけれども、その開始当初から環
境省の職員が一緒になって進めてきたというふうな経緯がございます。当然モデル事業でござい
ますので、牧草の焼却の稼働状況であるとか、焼却灰の流れであるとか、いろんなデータの検証
を1年間かかって行いましたけれども、常に環境省の本省の職員が同席をしております、十分
その現場については理解しているものと考えてございますし、同じ職員が今般の仮設焼却炉につ
きましても協議しているというふうな状況でありまして、十分、一関の実態はご理解いただい
ているものというふうに思っております。そういった観点から、環境省、あるいは岩手県一緒にな
って、市が当然一緒になって、今後ともよりよい仮設焼却炉の建設に向けまして協議して参り
たいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） そうであってほしいとは思いますが。ただ、先ほど来紹介させていただいて
いる私のつたない経験からすると、それをチェックするだけのものを自分たちが持っていないとな
らないということでありまして、これは。否定なさらないと思うんですが。

例えば、大東清掃センター、現在の大東清掃センターをつくるに当たって、大体ダイオキシン
というのはどういうふうなものなのか、どういう性質でどういう防ぎようがあるのか、本当に日
本の技術、世界の技術でこれを克服できるところまでいっているかどうか、正直、直面したとき
に、私ども、私だけではなくて、私どもの町では誰も持っていませんでした。しかし、やらなけ

ればならないので、いろんな手探りの中でいろんな研究者の人たちからご指導いただきました。その中心的な役割を果たしていただいたのが当時、摂南大ありますね、大阪に。摂南大の方々、この人たちは当時の日本においては日本一だったと思うんですね、一級の研究者が何人かそろっていました。その人たちのルートでいろんな大学、炉については東京農工大、あそこにいい人いるようだとか、この分野だと京大にこういう先生方いらっしゃいますという紹介をいただいて、片っ端からご指導いただきました。その中で、門前の小僧習わぬお経を読むという言葉ありますけれども、ある程度の輪郭が出てきたんです。ですから、当時、大変申し訳ないけれども、県は全く相談相手になりませんでした。知識を持っていないんですね。自分たちでやるしかない。私は、今回のこの問題についてもそういう努力が、厳しい話でありますけれども、この一部事務組合なり市町に求められているのではないかという思いがしてなりません。引き続き努力をいただきたい。大変でしょうけれどもね、お願いをしたいと思います。

しかし、その一方で、この部分も同じ質問せざるを得ません。なぜ狐禅寺にこの仮設ということになるのだということです。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 仮設焼却炉につきましては、一般ごみとの混焼によって焼却灰濃度を下げるといふ基本的な部分がございます。そういったときに、当然、現一関清掃センターにつきましても稼働していかなければいけないというふうなことがございます。そういった距離的な、要するに一般ごみの振り分けでありますとか、そういったことを考慮いたしますと、どうしても狐禅寺地区が一番理想というふうなことで考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それはそのとおりだろうと思いますね。

それで、最後の三つ目の最終処分場の問題について、少し更に踏み込んだ話をさせていただきたいと思います。これは報道なり、若干のつながりのある方々から個人的に得た情報によれば、実は現時点で言えば、狐禅寺の方々と最終処分を受け入れていただきたいと思っている舞川処分場周辺の方々では、大分要請に対するとらえ方、ご意見が違うというふうに聞いています。厳しいというふうに聞いています。これは当然だろうと思います。ある意味で当然だろうと。

大東清掃センターで処理したものを向こう、かなり気が遠くなるような期間受け入れる所萱の皆さんが、私も2回ほど足を運ばさせて同席させてもらいましたが、地域挙げて何回も議論をし、そして最終的にはやむを得ないと受け入れいただいた。あの所萱の人たちが、実はダイオキシンのときにあんな動きはありませんでした、私が知っている限りは。今度のこの放射性物質については比較にならないほどの取り組み、地域でも取り組みをなさいました。ある意味では当然だろうと思います。その違いは何かというと、一つはダイオキシンについては処理方法が確立されつつあったんですね、あの局面。それから実際、建設するまでの何年間の間に、さっきも紹介したように、ダイオキシンそのものを分解するという技術が生まれていったわけですね、そのあと。日本だけではありません、世界的にも。ところが、現時点でもこの放射能についてはそういうものが見通し立たないんですね。気の遠くなるぐらい、それを大丈夫だというふうなレベルではあってもですよ、新たに受け入れるわけですから真剣にならざるを得ない。舞川の方々も同じだろうと思うんですね。

そして、所萱で引き受けていただくことになったあのレベルよりも少し高いレベルのものも含めて引き受けていただきたいというお願いですから、それはいろんな厳しい意見が出てくるのは

当然だろうと思います。そういう状況の中で、どうやって舞川地域の人たちにご理解をいただくのかということでもあります。

私は、さっきの答弁の中で、人的体制は平成27年度からということなのでありますけれども、私はもっと早くから、あすあすに平成26年度始まるわけですが、もっと早くからこういう分野では専属の職員を置いて、科学的な知見も兼ね備えた、そういう人的な体制というものを確立することが、遠回りのようでも金かかるようであっても、近道ではないかという思いがしてならないのですが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 人的体制につきましては、より具体的になる平成27年度以降というふうなことで先ほどご答弁申し上げました。いずれ、その焼却灰の処理であるとか、それから大東での牧草の焼却であるとか、いろんな知見につきまして、環境省はもとより、国立環境研究所の職員も一緒になって考えていただいております。そういった点におきましては、専門的な知識を私どもとしてもいただいているというふうに理解してございます。引き続きそういった機関と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 人的な体制について、私、これは意見として述べておきますが、大きな人数はもちろん必要ないと思うのですが、どう住民合意を確保していくかという側面から言っても、くどいようですが、科学的な知見が必要なんだろうと思います。

今、いろんな職場に地域の人たち行っています。私、冒頭ですね、ちょっと場違いな話、佐藤事務局長はじめとする職員の人たちに対して、お礼を含めて話したのですが、なぜ大東含めて所萱の人たちも最終的に判断いただいたかと、私なりの受けとめ方ですが、それは科学的な根拠に基づいての話を、必要なときにはできたということだったんです。だから、理解、不承不承であってもご理解を賜ったのだらうと思うんです。そういうふうなものが、今回の舞川地区の場合はもっと必要になってくるということだろうと思います。

舞川地区の中でも、放射能だとかそれ以外のことについても科学的な知識、理科系の知識を持っている人たちが必ずいるはずですが、1人2人ではなくて。わからなければ、いろんな人たちに問い合わせもするはずですが、機関含めて。相当の知識を持つはずですが。その人たちにもご理解をいただくと、間違いないんだと、間違いなくご迷惑をかけることがないんだというところまで自分たちが自信を持たなければ進めるべきではないし、自信があるから進められるんだらうと思うんですが、そここのところを理解いただくためには、聞きかじりの知識ではなくて、自信を持って、胸張って相手の瞳を見て話できるだけの人材が必要だということです。そして、最終的には信頼関係ですよ。信頼関係はそういうものの中で生まれていくんだらうと思うんです。そういうふうな裏づけがない中での信頼関係というのは、これはできないと思いますね。

そのためにも、やはり以前から私言っているように、これは市の段階で話しているわけですが、放射能についてはそういうふうな知見を持った部隊、少人数でもいいから育成する必要があるんだということを私は言ってきたつもりです。理系を終わった若手を中心にして、そういう人たちのグループを、専従でなくてもいいからつくって、そこに系統的に信頼できる研究者から指導をいただくと、そのことが、やっぱり困難な問題を打開をしていく大きな力になっていくのではないかと。ということを一般行政の場で発言する機会があったたびに何回か言った記憶があります。私は、そういう意味で、この舞川最終処分地として対応いただきたい舞川地区の人たちに責任を持

つという意味でも、事務局体制というのは片手間ではなくて、この分野での知見を持った何人か、1人でも2人でも、そういう職員を育成する必要があるのではないかと、こういう思いがしてなりません。いろいろな行革の問題との関係もありますから、更なる答弁はないんだろうと思いますから、意見として述べておきますので、内部で最大限の努力を賜りたいというふうに思います。

最後に、低レベル放射性廃棄物との関係です。ご存じのように、低レベルに対して高レベル放射性廃棄物もあるわけです。今この関係で大きくマスコミも取り上げ始めています、NHK含めて。一般の住民の方々は、東京電力福島原発の問題だけではなくて、原発再稼働との関係での高レベル放射性廃棄物なり低レベル放射性廃棄物についてのいろんな知識が入り始めています。そういうときに、これから舞川の方々にお願いするその埋め立てようとするもの、あるいはコンクリートその他で固めて置かせてもらおうとするものが、どのレベルのものなのかということがイメージとして住民の人たちが持つような、そういうふうな説明なり何なりが必要なんだろうと思うんです。かなりレベルの低い汚染についても神経質なまでに対応せざるを得ないというのは、東電の爆発以後のあのでたらめさが今日の国民の不安を駆り立てているわけです、必要以上の不安。しかし、それが現実なわけですから、その人たちも、そういう人たちも当然舞川の中にもいらっしゃるはずなんですね。そういう人たちにも、やむを得ないなと思っていただくためにはそれなりのものが要だと、その一つが、今のことを言えば、低レベル放射性廃棄物との関係でどうなんだと、心配はありますと、しかし、こういうふうなレベルのものをお願いしているのです、お願いせざるを得ないのですというあたりを、科学的なこれも根拠のある話をしていく必要があるのではないかとこのように思います。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 確かに、舞川の地区の方々に、万が一でありますけれども、あそこの堰堤が崩れて、まさに万が一の話でありますけれども、焼却灰が流れていったら住民は避難しなければいけないのかと、そういったご質問もいただいたところであります。そういった中で、先ほど申し上げました国が行った安全評価、いわゆる8,000ベクレル以下の焼却灰がなぜ安全かという部分について、一応その一定レベルの説明はいたしましたけれども、更にその国の評価に基づき説得力あるお話をしてみたいというふうに思っております。いずれ、先ほども申し上げましたけれども、8,000ベクレル以下の焼却灰に覆土をすれば年間1ミリシーベルト以下、すぐその場で作業している人もその被曝量、安全な被曝量というふうなことでご説明しておりますけれども、そういった部分を更にご理解いただくように説明してみたいというふうに思っております。いわゆる放射能に対する不安というものが、まず住民の方々は最初に来ております。したがって、議員ご指摘のとおり、そういった科学的なデータですね、そういったものをお示しながら、皆様方に説明してみたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私はいろいろな資料、議員協議会含めて資料いただいて、言葉でも説明いただいておりますが、住民の方々にああいうふうな資料を、何月何日かちょっと覚えていないのですが、説明会やりましたね。あの中で、私、大切なこと抜けていることを前から気になっていました。それは、8,000ベクレル以下であればこうだよということを言っているのは、どこが言っているかということです。例えばさっき紹介あった国立何とかという機関が言っているとすれば、国立何とか機関の何という部署の人間がそういう話をしているのかという根拠になるものですよね。国としてお願いするわけだから、その裏打ちはこうだよと、例えば国立の何とかとい

う研究機関の中のこういうふうな肩書きの方が、大丈夫だと、こういうふうになるんですというふうに、そのことを書くということがうんと大切なんだろうと思うんです。全然説得力は違ってくる。そして、もし万に一つもそういうことはないと思うのですが、言っていることと違うような現象が出てきた場合の責任の所在がはっきりするわけですよ。今のさまざまな文書、出している文書等々のままだと、一部事務組合が、あるいは市、町が責任を持たなければならないということになりますよね。そうではないと、そういうことを言っているのは国の何とかという機関で、そして何月何日に環境省からこういう説明を受けたと、環境省の何とかという部署のね。そういうふうなものがあって、より説得力が増すのではないかと、そういう部分がないですものね、出している文章に。私は意識的に、これについても出せる場合と出せない場合あるかもしれませんが、できるだけ、どこが責任を負うのかということを読んだ人がわかるような内容の、住民に対する説明ということに努力をいただくことが、冒頭話しましたように、これらの処理をしていく上で該当する地域の人たちにご協力いただく大きな力になるのではないかと、こういうふうに思いますので、以上、申し上げて私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は、一問一答方式です。

3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、県南地区ごみ処理広域化基本構想、一般廃棄物処理基本計画に関して一般質問を行います。

最初に、県南地区ごみ処理広域化基本構想について伺います。

県南地区ごみ処理広域化基本構想によりますと、今後の焼却施設整備の方針として、一関市、平泉町地域での統合新設及び奥州市、金ケ崎町地域での施設延命化、または更新などにより、当面2施設体制を進めますとありますが、最初に広域化の課題についてですが、県南地区においては当面2施設体制を進めるとありますが、当面とはどの程度の期間を想定しているのか、まずお伺いしたいと思います。また、ごみの減量化は非常に大きな課題と認識しますが、今後どのような推進方法でごみの減量化、資源化を進めていくのか伺います。

次に、分別収集の推進について伺います。

ごみの減量化、資源化を進める上で非常に重要な分別収集についてですが、資料によると、不燃ごみ、粗大ごみ以外の品目については、一元化に関しては時間を有するとありますが、一関市でも合併後、ごみ収集に関して、東磐井地区と西磐井地区では、同じ市民でありながら市民間に意識の違いがあり、合併後8年が経過した現在においても、ごみ袋の統一さえまだ行われていない現状があります。少なくとも、県南ブロックとして基本構想を策定するのであれば、将来に向けて、特にも減量化、資源化に向けて分別収集の統一化が必要と思いますが、考え方を伺います。

次に、ごみ処理の取り組み方向について伺います。

構想には、ごみ処理の施設構想として、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の整備方針、整備スケジュールが示されています。3月8日には勝部管理者が狐禅寺に出向き、新たに整備するごみ焼却施設と農林業系放射能汚染廃棄物の仮設焼却施設の整備計画を示されましたが、その基本的な考え方について伺う予定でしたが、前者2名の質問により大まかな回答をいただきましたので、補足等があれば回答いただきますが、この部分に関しましては割愛させていただきます。現在の

一関焼却センターの現状の概況についてのみお伺いしたいと思います。

次に、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水処理基本計画について伺います。

基本計画によると、流域下水道及び農業集落排水事業の進捗が図られているが、平成24年度における水洗化、生活雑排水処理率は45%であり、半数以上の世帯においては生活雑排水が未処理のまま公共河川へ排出されている。今後も、流域下水道及び農業集落排水事業の整備を推進するとともに、流域下水道整備及び農業集落排水処理施設整備区域内においては早期接続を推進し、同区域外においては合併処理浄化槽への転換を図っていく必要があるとありますが、行政組合としてこの課題に対してどういうことを行おうとしているのか、また、進めようとしているのか伺います。

また、生活排水処理基本方針によると、半数以上の世帯において生活雑排水が未処理のまま公共河川へ排出されており、河川環境の保全が必要となっているとあります。そこで質問ですが、一関市の現状を見る限り、今後、浄化槽の設置はますます増えるものと思われ、その維持管理が重要となってきます。一関市は現在、大東町、東山町、川崎町において市町村設置型による整備、それ以外については個人設置型による浄化槽整備を進めています。私は、美しい自然を守り環境を保全していくためには、この排水の管理を行政が行う市町村設置型による管理が望ましいと考えています。経費や維持管理費については市議会の場合でもこれまでやりとりしてきましたが、いまだに意見の相違がございますので、予算に関する課題は後日違う場で議論したいと考えております。今日は改めて、下水道事業による排水の管理と同様に浄化槽の管理について、し尿処理施設を管理し、収集運搬を許可する組合が、美しい環境を守るための観点から、この排水の管理についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

以上、壇上よりの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 午前の会議は以上とします。答弁は昼食後に引き続き行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみ焼却施設の整備についてでございますが、県南地区ごみ処理広域化基本構想においては、一関・平泉地域と奥州・金ヶ崎地域におけるごみ焼却施設については、1施設への集約化は行わず、当面は一関・平泉地域と奥州・金ヶ崎地域の2地域にそれぞれ1施設を整備することとしております。この2施設体制といたしましたのは、放射性物質の影響により現処理区域を越えてのごみの移動は困難が予測されること、災害や施設に事故があった場合に、相互に支援ができること、これらを考慮したことによるものでございます。なお、2施設体制の期間につきましては、今回の県南地区ごみ処理広域化基本構想の策定により、一関市・平泉町・奥州市・金ヶ崎町を一つの区域として広域化を進める岩手県ごみ処理広域化基本計画の見直しが行われるものではございませんことから、具体的な期間は定められておりません。

次に、県南地区ごみ処理広域化基本構想におきましては、ごみ処理に当たっての基本理念を、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進して、資源を次の世代へというふうに定めてお

ります。また、平成25年5月に策定されました国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、ごみの発生抑制及び再使用の取り組みの強化を新たな政策の柱として掲げております。

当組合におきましては、これらの国や広域圏の方針を踏まえまして、本年度に内容を見直した一般廃棄物処理基本計画において、積極的2R、即ちリデュースとリユースの推進を基本方針として、使い捨て容器の使用抑制、回収再使用ビンの再利用促進についての普及啓発、小型家電リサイクルシステムの構築による希少金属の回収等のごみの発生抑制及び再使用取り組みを進めて参りたいと思います。

ごみ袋の統一をはじめとしたごみの分別収集の統一化につきましては、廃棄物処理懇話会など、住民の皆さんのご意見もちょうだいしているところでございまして、新焼却施設整備とあわせて統一できるように検討してまいります。

次に、新焼却施設等整備の基本的考え方でございますけれども、この中で議員の方からは、現在の一関清掃センターの現状についてだけでいいということでしたので、その部分についてのお答えをさせていただきたいと思います。

一関清掃センターの焼却施設は、稼働開始から32年が経過しております。長期稼働による施設全体の老朽化が進行しておりまして、施設改修等の対策が必要な状況となっておりますが、ダイオキシン類や有害ガス等の測定値はすべて基準以下となっており、施設運転による問題等は発生していないところでございます。現施設は、新焼却施設稼働まで使用していく施設であることを踏まえまして、計画的な維持補修工事を実施して、適切な整備を行いながら稼働させて参りたいと考えております。

次に、合併浄化槽の排水管理についてのお尋ねでございます。

一般廃棄物処理基本計画は、組合管内である一関市と平泉町のごみ処理及び生活排水の適正処理について定めているものでございまして、このたび、県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定されたことに伴って、現計画の見直しを進めているところでございます。現在検討中の計画素案の中で生活排水処理については、一関地区広域行政組合は、管内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処分業務を行い、構成市町である一関市及び平泉町は、公共下水道、農業集落排水の整備及び合併処理浄化槽設置推進の業務を担うこととなっております。本計画に基づき、組合と構成市町がそれぞれに課せられた役割を果たしていくことにより、生活排水による環境負荷の軽減が図られていくものと考えております。

組合といたしましては、浄化槽清掃業の許可の事務を行っているだけでございまして、個人設置型、あるいは市町村設置型などの整備手法についての部分については、組合が関与しかねる部分でございます。

議 長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） それでは、今、組合が関与しかねる部門であるというお話がありました生活排水処理基本計画について、最初に一問一答で質問をさせていただきたいと思います。

今回の私の一般質問は通告しておりますし、聞き取りの中で、これまで行ってきました質問をもとに再質問させていただくということを通告してありますので、その辺をしっかりと受けとめて回答していただければと思います。

それでは、一般廃棄物処理基本計画、これ素案ですけれども、私もいただきました。これにしっかりと明記されておりますし、広域両磐の水環境を守ることは衛生事業の大きな柱となりますので、関連した質問を行います。

生活排水処理の現状について伺いますが、この問題は壇上からの質問でも申し上げたとおり、非常に大きな課題であると私は認識しています。今回質問する生活雑排水の問題は、下水道や浄化槽の整備を進める上下水道部、河川環境を担当する市民環境部、そして下水道や農集排、浄化槽汚泥、し尿を処理し、公共用水域に排水するこの行政組合と、それぞれ全く別の部署がそれぞれの役割を分け、今、回答にありましたとおり、それぞれの組織のもとで進められています。今回示された一般廃棄物処理基本計画の36ページにはその生活排水処理フローが示されています。この中で、未処理のまま流される生活雑排水は全体の55%を占めるとされています。一関市では、市中心部を流れる吸川などに親水公園などを設置し、市民に対して水環境の保全を通し水に親しんでいただくという努力はしておりますが、私の見る限り、現状の水質ではその効果は限定されたものにならざるを得ないと思っています。私は、その大きな課題が、未処理のまま流される生活雑排水の処理の問題であると思っています。

また、これまでの広域行政組合における一般質問で伺い、回答いただきましたが、浄化槽の汚泥処理は組合が担当し、公共用水域に流れる水の管理は県が担当しているという回答をいただきました。また、生活雑排水に関しましては市民環境部にも、油などのすぐわかるもの以外の目に見えない基準以上の汚水等が流出した際の対応について何度か質問をしていますが、明確な回答はありません。現状では、個人設置型浄化槽を進めている地域ではこの管理をしっかりとお願いすること、また生活雑排水に至っては市民のモラルに頼るほかはないという現状です。したがって、この地域の美しい自然環境を守るためには、この基本計画に示されているとおり、汚水処理事業の進捗を組合、各部、各課の枠組みを越え、一体となって取り組んでいただきたい、そのように思っております。

そこで、この現状はもう理解しております。この現状の下、非常に気になる点がありますので、平成24年の9月議会においても質問して回答をいただいておりますので、質問が重複しないように行いますが、前回の質問によりこの生活排水の管理について一定の理解をしました。浄化槽の保守点検、法定検査は県の所管である、浄化槽の汚泥汲み取りをする業務についてのみ行政組合の管轄になっていると回答をいただきました。そこで伺いますけれども、この浄化槽の管理についてですが、先ほど勝部管理者からもありましたが、今後、I L Cの立地が決まった場合、多くの方々が全国、もしくは海外から訪れ、空家を購入したり賃貸で住宅を借りることが想定されます。都会から訪れる方や海外から来られる方々は、私の想像する限りですよ、下水道区域に住む方がほとんどであり、汚水処理、管理を自ら行おうということは今まで経験がないと思われますが、その辺はどのように理解するのでしょうか。

この辺は私は答えいただけると思って聞いたんですけども、ここはいいです。

それでは、そこを前提に伺います。現在、浄化槽が整備された住宅を、例えば今言ったような方々が借りた方、購入された方、どのような形で浄化槽の管理を指導しているのか伺います。これは、大東町、東山町、川崎町では下水道料金として市が徴収管理しているためその必要はないと思われますけれども、それ以外の地域の方々に対する現在の周知方法、管理の現在の状況、これはどのようにしているのかお伺いします。

議 長（武田ユキ子君） 勝浦議員に申し上げますが、通告の範囲内ですか。ちょっと内容としますと、これは難しいことなので、私はそういうことをできるだけ避けたいとは思っているところがございますが、広域行政組合の事務というところから考えますと答弁をいただくのは難しいのかなと。

3 番、勝浦伸行君。

- 3 番（勝浦伸行君） 議長にも申し上げますけれども、ここにしっかりと一般廃棄物処理基本計画という素案というものが私どもに示されております。その中に、生活排水処理事業の現状としてしっかりと中身が示されています。その中で、行政組合が担当するのは、この浄化槽の汚泥の管理、処理であるとしっかり言っています。その中で、今現在ですよ、空家に、浄化槽が整備された空家に新しい方が引っ越してきた場合、どのように周知しているかということを聞いているんですけども、全然範囲外だと思いませんが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、一般廃棄物処理基本計画の策定についてでありますけれども、廃掃法によりまして基本的には市町村が定めることになってございます。そういった中で、組合の規約によりまして一関市、あるいは平泉町が定めるものを広域行政組合で定めるというふうなことに規約上なっております。そういったことから、組合といたしましても一関市、あるいは平泉町のご意見をいただきながら、そういった考えを反映しながら廃棄物処理基本計画を策定しているところでございます。したがって、当組合といたしましては、浄化槽の汚泥の収集であるとか、あるいは清掃業の許可、これだけを担っております。したがって、組合としてはその分でありますけれども、基本計画の中には一関市、あるいは平泉町の考え方が当然含まれているというふうなことでございます。

議長（武田ユキ子君） 3 番、勝浦伸行君。

- 3 番（勝浦伸行君） 私は、粹から全然外れていないと思うんです。清掃するんですよね、行政組合が、その浄化槽の清掃業務を担当しているんですよね。だとすれば、例えば自己管理したことのない方々が町村から引っ越してきて、その浄化槽の設置されてある民家に入った場合、今現在はどうのように周知しているんですかと聞いているんです。汚泥のくみ取りとか清掃とかのことをどのように周知しているんですかということを聞いているんです。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的に浄化槽の管理、この部分については組合では担っていないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 3 番、勝浦伸行君。

- 3 番（勝浦伸行君） 非常に、答弁いただきましたので、これ以上ちょっとやりづらいんですけども、ですから、さっきも言ったとおり、大東町、東山町、川崎町に住んでいる、空家に入った場合は下水道料金として徴収されますので汚水処理のことはしなくていいわけですよね。ところが、浄化槽の場合はこれできないんです。だから、教えなければだめですよね、その引っ越してきた方に。それを現在、汚泥のくみ取りをしなければだめですよということを組合がその住んでいる方に伝えなければだめだと思うんですけども、それはどのような形で今お伝えしているんですかということを聞いているんです。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 浄化槽につきましては、個人設置型であれ市町村設置型であれ、その管理そのもの、これについては組合として、再度申し上げますけれども、かかわっていないといえますか、業務の範疇にはないというふうに認識してございます。

議長（武田ユキ子君） 3 番、勝浦伸行君。

- 3 番（勝浦伸行君） これ以上はやめます。また改めて所を変えて一般質問させていただきます。

それでは、ごみ処理の取り組み方向及び一関清掃センターの現状について伺います。

先ほど、私の前者2人の質問の回答の中でも、地元との信頼関係が最も大事だという答弁を踏まえて、現状をこれまでの質問、これまで私が行ってきた一般質問に関して質問をさせていただきます。これは通告しておりますので、しっかり答弁いただきたいと思います。

最初に、この一関清掃センターへの唯一の道路、市道弥栄線について伺います。

この道路の課題に関しましては、平成22年の3月議会において、清掃センター周辺の美観対策、安全対策、公害防止対策、生活環境保全に関して質問を行い答弁をいただきました。特に、大平交差点から狐禅寺公民館下を通り清掃センターへ向かう道路に関しましては、管理者を含め多くの行政関係者がよくご存じのとおり、現状は清掃センター関連車両以外にも、遊水地建設工事関係を含めその交通量は非常に多く、特に大型ダンプの通行が目立っております。改めて申すまでもなく、この道路は清掃センターができる以前から地元、狐禅寺地区の中心となる道路であり、学校統合前は狐禅寺小学校への通学路、その後は公民館、狐禅寺保育園の生活道路として、狐禅寺に暮らす住民が最も利用する市道となっています。

平成22年の質問の際には、勝部管理者にはそのことを十分ご理解いただき、通学路の安全確保、歩道の設置に関して、要望を踏まえて対処していくとの回答により大きく前進し、現在、歩道設置工事が進み、間もなく滝沢川にかかる橋の改良が終了することで一応の完成となります。約4年半前に勝部管理者が就任され、私が議員となり、この課題について一般質問を行いました。私としては、今回の管理者の迅速な対応に満足しているところではありますが、なぜこの歩道設置工事がこんなにも遅れたのか疑問でなりません。地元との信頼関係が大事であると何度も申す中、

議 長（武田ユキ子君） すみません、水を差すようで大変恐縮ですが、この広域行政組合事業に限定した質問ということになりますので、それぞれの自治体で行う事業については、これは質問とまらない前段のお話であれば聞くこともやぶさかではないですが。

3 番（勝浦伸行君） 前段です。現状について伺っておりますので。

この清掃センターが完成したのは昭和56年、その前後にこの道路が拡張整備されたと思いますがけれども、清掃センター設置後、ここに暮らす住民の大きな願いであった歩道設置工事がここまで遅れた要因というのは何だったのか。私はこの辺が信頼関係が大事であるということだと思っております。本当はここを聞く予定でしたが、今、議長からもありましたのでここは聞きませんが、それで更に、手負沢の跡地の問題にしましても、非常に私は対応が遅れたというふうに思っております。

そこで、ここでどうしても聞かなければならないことですので、これは通告しておりますから。歩道設置工事が勝部管理者のもと進んだことは高く評価しております。そこで、いまだ解決されていないこの道路の水害に対する課題、この道路というのは、焼却施設への事実上唯一の進入道路となっています。北上川遊水地事業の一環で滝沢川の排水樋門が設置され、内水による浸水の際には、事実上迂回路のない道路となっています。新たな整備計画には仮設焼却炉設置などが構想されています。これからも現在の焼却施設が、少なくとも10年程度は稼働される計画となっています。今後も、住民の心配事は増えると思いますが、現状1路線しかなくて迂回路のないこの施設への進入道路の現状、課題をどのように解決していくのかお伺いしたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） やはりですね、結論といたしましては、各自治体が行う事業になりますので、そこはご了承いただきたいと思います。

3 番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） それでは、この問題、非常に重要なんです。だって、清掃センターのことを聞いても、その清掃センターにどうやって行くんだという話ですから、それに対して回答いただけないわけですから、この辺を、前回もこの問題は議長からご指摘を受けまして回答はいただかなかったんですが、この問題は、では改めてどこで聞いたらいいのかもいろいろ含めまして、検討していきたいと思います。

では1点だけ、これだけはちょっとどうしても聞いておかなければならないのでお伺いしますが、この道路ですね、この道路、これはもう何回も所長ともやりとりしていますのでこの場で回答いただきたいんですけども、この道路が整備されたのは清掃センターができる昭和56年の前後だと思います。この一関の道路地図を見ると現状の道路が示されておりまして。ところが、登記簿をとり地図を見ると違う道路が示されますね。これは登記されていないんですね。ですから、道路完成後30年が経過している、いまだにこの道路が登記されない。これは行政組合として大きな課題だったのではないかなと思うんですけども、どのように認識していますでしょうか。

議長（武田ユキ子君） これもなかなか答弁を求めるわけにはいきません。

3 番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） さまざまな問題があるんです、地元には。このごみ焼却場をつくるということは、非常に大きな課題を地元とともに共有して前に進んでいかなければだめなんです。それに対して回答いただけないというのは非常に残念ではあります。それでも、勝部管理者が非常に大きな決意を持ってこの構想を進めようとしている、この昨秋の県南地区ごみ処理広域化基本構想の策定によって一気に前に進んだ今回の整備計画の方針表明、これは地元狐禅寺にとって非常に大きな問題となります。狐禅寺地区はこれまで半世紀にわたり、旧西磐井のごみとし尿処理を地域として受け入れて参りました。今回の構想によれば、これまでを含め今後約1世紀にわたり、その使命を全うすることになります。その反面、今回、質問して答弁はいただけませんでしたが、道路の問題、手負沢処理場の跡地の問題、多くの課題が現在まで先送りされてきております。何回も地元との信頼関係が最も大切であるという答えが局長の口から出ている中、真摯な答えをいただけないまま質問を終わるのは非常に残念ですが、今回の表明に関しては勝部管理者の非常に大きな決意が私は受け取れます。今後、狐禅寺地区の皆さんに対して、これまでの経緯を踏まえ、真摯に、より丁寧に説明されることを望みたいと思います。これに対して管理者から一言あればいただいて、私は質問を終わりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝浦議員に申しますけれども、質問をいただけるとか真摯な答えがいただけないというのではなくて、そもそもここで議論する中身ではないということで、私の判断でございますからご承知置き願います。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） このごみ処理施設、あるいは最終処分場を抱えることになる地域の皆様の心情というものは十分理解しているわけでございます。どこの会場に行っても、これまでの説明会でも、何でうちの地区にというお話を何度もいただいてきました。これは十分わかります。できるなら自分たちのところに持ってきてほしくないというものをお願いしてきている経緯もございしますので、そこのところは、やはりそういう、特に最終処分場を抱える地域なんかは半永久的にそこにそのものがあるわけでございますから、そういうことを十分斟酌して、あとはこれは今は管理者の立場として答えているわけですけども、一方では自治体の長としての政治的な決断、そういうもので、その地域にどれだけの貢献ができるかという、そういうところだろうと思います。

したがって、こういうもので対策をとっていきますよとか、そういうのは今の時点では具体的にこれがある、あれがあるということはなかなか申しにくい部分もございますが、いずれ、前段で申し上げたとおり、そういう地域の抱えているそういう施設、その、今まではどちらかというと迷惑施設というイメージが強かったのであると。そういう部分もこれから背負っていかねばだめな部分もありますので、そこは地域振興に貢献していく手だてを講じていくべきだろうと。組合としてもそれは自治体に対して要請していく部分もあると思いますし、当然、自治体のトップはそういうところも踏まえて最終的な決断をするべきであると、私はそう思っております。

議長（武田ユキ子君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

次に、岩渕優君の質問を許します。

岩渕優の質問は、一問一答方式です。

4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 公明党の岩渕優でございます。

第24回定例会に当たり質問の場をいただいたことに感謝を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきますので、当局の明快なるご答弁を期待いたします。

2000年4月に介護保険制度がスタートして、介護施設等の介護サービスが増え、日常的に事業所の車を多く目にし、今や誰もが制度の普及を実感しているのではないのでしょうか。しかし、日本はかつてない超高齢化社会を迎えます。高齢化のピークに入る2025年へ向け、地域でお年寄りを支える福祉社会の構築を急がねばなりません。

1947年から1949年に生まれた団塊の世代が、2025年に全て75歳以上の後期高齢者になります。その人口は約659万人、日本の高度経済成長を支え、消費や流行をけん引してきた団塊の世代ですが、75歳を過ぎると、食や生活習慣に起因する慢性疾患のリスクが高まるといわれております。また、認知症を患う高齢者の増加や、65歳以上の単身者、夫婦のみ世帯も増えております。更に、地域コミュニティ機能の低下も懸念されており、介護の社会化を目指す介護保険が果たす役割は今後ますます重要になってきております。今回の制度改革で目指す方向性では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が大きな柱といわれております。また、重点を置くべき施策の一つに要支援、要介護になるのを予防するための事業である地域支援事業の充実があります。この地域支援事業の充実に向けた改革は、市町村の主体性の回復、地域づくりの契機になることが期待されております。

医学者で社会福祉法人理事長として認知症治療に携わっている小山敬子さんは、脳は楽しいことが大好きなのです、それ以上に好きなのが人の役に立つことだと指摘しております。人の役に立つと感じると人は欲が出てくるという。食事でも、自分が食べる分だけをつくる場合と食べてくれる人がいて料理する場合を考えても、なるほどと思います。また、医師で作家の鎌田實氏は、長野県が全国トップレベルの長寿県になった理由に、高齢者の高い就業率があることを強調しております。健康や長寿には生きがいを持つことが重要であると語っております。つまり、介護予防のキーワードは人の役に立つと生きがいなのであります。

このようなことから、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目は、介護や支援を必要としている人と必要としない人の実態はどのようなになっているのか。2つ目は、第5期介護保険事業計画の進捗状況はどのようなになっているのか。3つ目は、

介護予防事業の効果はどのようなものがあるのか。4つ目、第6期介護保険事業計画策定までのプロセスはどのようになっているのか。5つ目、2025年を見通したビジョンはどのように描いているのかであります。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岩渕優議員の質問にお答えいたします。

まず、要介護認定者数及び要支援認定者数についてでございますが、平成25年12月31日現在、当組合管内の要介護認定者数は6,367人、要支援認定者数は2,580人、合計で8,947人となっており、当組合管内の65歳以上の高齢者人口の4万2,003人に対しまして21.3%の割合となっております。一方で、要介護認定及び要支援認定を受けていない高齢者は3万3,056人でございます。

次に、第5期介護保険事業計画の実施状況についてでございますが、第5期介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間として、一つは地域包括ケアシステムの整備、2つ目は介護予防、健康づくりへの本格的な取り組み、3つ目はサービス資源の確保、この3項目を目標としているところでございます。

それぞれの目標項目の実施状況といたしましては、まず1つ目の地域包括ケアシステムの整備につきましては、7カ所の地域包括支援センターで取り組んでおりまして、介護資源の連携を進めておりますが、後期高齢者の増加によりまして、医療と介護の円滑な連携が課題となっておりますことから、一関市の医療と介護の連携連絡会に参加して、医療従事者と介護従事者の顔の見る関係の構築を念頭に、意見交換や研修に取り組んでいるところでございます。

次に、介護予防、健康づくりへの本格的な取り組みにつきましては、介護予防事業の実施を構成市町に委託いたしまして、活動的な状態にある高齢者等に介護予防教室などの一次予防事業を実施するとともに、要支援、要介護になるおそれの高い二次予防事業対象者に対しまして、運動機能向上事業などの二次予防事業を実施いたしまして、更には家族介護の軽減等を目的とした家族介護手当支給事業などの任意事業を行っているところであります。

次に、サービス資源の確保につきましては、地域密着型サービス事業所の整備を行っておりまして、平成25年度には小規模多機能型居宅介護1事業所、それから認知症対応型共同生活介護1事業所を指定することとしております。組合では、特別養護老人ホームの入所待機者数の緩和のため、平成23年度に第5期計画を前倒しすることにより、特別養護老人ホーム及び小規模特別養護老人ホームを合計165床整備いたしまして、早期に入所が必要な方の解消を進めたものでございますが、要介護認定者の増加により、平成25年3月末日現在の在宅の待機者で早期に入所が必要な方は199人となっており、現在も待機者については増加傾向が続いているところでございます。

なお、要介護認定、要支援認定者の数の推移及び介護給付費の推移につきましては、事務局長から答弁をさせます。

次に、介護予防事業の効果についてでございますが、介護予防事業は、65歳以上の高齢者のうち要介護、要支援認定者数と二次予防事業対象者以外の高齢者を対象とした一次予防事業と、要支援、要介護になるおそれの高い高齢者を対象とした二次予防事業を、構成市町に委託して実施しております。

組合管内の平成24年度の一次予防事業の対象者数は2万4,010人でございますが、介護予防教

室などの一次予防事業への参加者数は、延べ4万2,772人となっております。二次予防事業対象者は、構成市町が基本チェックリストに基づいて対象者を把握しておりますが、平成24年度は9,050人であり、二次予防事業参加者数は、運動器の機能向上などの通所型介護予防事業が357人、うつ訪問などの訪問型介護予防事業が277人となっているところでございます。

次に、介護予防事業の参加者数でございますが、第5期介護保険事業計画で設定した目標値を若干下回っておりますが、二次予防事業につきましては、介護予防事業の最終日に行う身体状況等確認の結果を見ますと、参加者の多くに身体状況の改善が見られますことから、参加者への事業実施の効果は得られているものと認識しているところであります。介護予防事業の目標は、要介護認定者数の減少でございます。今後におきましても、積極的な事業の周知と在宅での自立した生活への継続した支援に努めて参りたいと思います。

次に、第6期介護保険事業計画の策定についてでございますが、第6期介護保険事業計画は、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年度を見据えた中長期的な視野に立って、平成27年度から平成29年度までを事業実施期間として策定することとなります。策定に当たりましては、今後、国から示されます介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、これに基づきまして、第1号被保険者及び第2号被保険者、一般住民、保健・福祉・医療・介護の関係者の皆さん、こういう方々からご意見をいただき、具体的な内容について検討を進めてまいります。

策定に向けてのスケジュールでございますが、まず4月から8月にかけて、第5期介護保険事業計画の実績の検証及び日常生活圏域のニーズ調査、これらによる第6期計画に向けた課題の抽出を行います。次に、8月から10月にかけて、介護保険法の改正を踏まえた医療と介護連携、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについての検討を行います。更に、平成27年1月までに、第6期計画実施期間中の被保険者数、要介護認定者数、在宅サービス及び施設サービスなどの見込み量の推計を行います。そして、介護サービスの総費用及び介護保険料の案についての取りまとめを行う予定としているところでございます。

向こう10年間のビジョンについてでございますが、国においては、第6期介護保険事業計画は、第5期介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの取り組みを発展させた地域包括ケア計画として位置づけるとしております。地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、住まい及び生活支援、介護予防について、サービス事業者、行政、地域などが連携して包括的に支援するものでございまして、この実現のためには、介護の視点だけではなく地域づくりの視点から、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを圏域ごとにつくり上げていくことが必要とされております。

当組合といたしましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、地域包括支援センターを中心とした在宅医療、介護の連携の推進及び地域での見守り体制の確立、それから介護予防事業の充実、更には介護が必要になってもできるだけ在宅で生活できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの介護サービスの整備に、構成市町が推進する高齢者や障害者にやさしいまちづくりなどの施策と連携が図られるように取り組んで参りたいと考えているところでございます。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 要介護認定者数、要支援認定者数の推移及び介護給付費の推移についてお答えいたします。

要介護認定者数、要支援認定者数につきましては、介護予防事業等を実施し、在宅で自立した日常生活を維持できるよう支援に努めておりますが、高齢者数の増加に伴い、平成23年度末では8,082人、前年度比299人、3.8%の増加、65歳以上の高齢者に対する割合は19.7%であります。平成24年度末では8,584人、前年度比5,200人、6.2%の増加、65歳以上の高齢者に対する割合は20.6%であります。平成26年2月末は9,017人、前年度末比約433人、5.0%の増加、65歳以上の高齢者に対する割合では21.4%となっております。

入所待機者数であります。平成23年7月末で待機者が829人、うち在宅の待機者291人、このうち早期に入所が必要な方が153人です。平成24年3月末では待機者が820人、うち在宅の待機者261人、このうち早期に入所が必要な方が167人です。平成25年3月末では待機者が868人、うち在宅の待機者が329人で、このうち早期に入所が必要な方が199人となっております。

介護給付費につきましては、平成24年度は計画が126億5,600万円に對しまして、実績は119億962万円で、94.1%となっております。平成25年度につきましては、計画が129億3,862万円に對しまして、平成25年度末見込みで124億9,415万円で、96.6%となっております。

なお、先ほど平成24年度末で8,584人、前年度末比で5,200人と申しましたけれども、502人の誤りでございました。訂正させていただきます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

冒頭のご答弁いただいた中で、65歳以上の人口の割合が3万3,056人で、65歳以上全体から見ると約79%に上ります。この3万3,000人の方々、非常にこの方々に対する介護予防といいますか、その点、非常に重要であると、また、この方々を対象にした施策、予防事業の施策が非常に重要だと考えておりますが、ご所見がありましたらお願いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まさに、要支援認定者、あるいは要介護認定者にならないようにすること、これが非常に重要でございます。そういった観点の中で、一次予防事業でありますとか二次予防事業について、構成市町に委託して実施しているものでございます。引き続きそういった部分を強化しながら対応して参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） であるならば、先ほどご答弁いただいたようにです。この二次予防事業の対象者の方、基本チェックリストに基づいて調査をして9,050の方がいらっしゃるというふうなお話をいただきました。その中で、いろいろその事業をやっていただいて、その事業に参加された方が約800人強いらっしゃる。この9,050人いらっしゃる約800人の1割に満たない方々が参加しているという、ここの参加できない、その基本チェックリストに基づいて調査をして、支援になるおそれがあるといわれている二次の方々9,050人に対する、この方々への事業というのは全員対象にならないのか、また、その事業というものは定員があつて全員が参加できないのか、また別の理由があつて参加できないのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ご指摘のとおり、二次予防事業に参加している方が非常に少ないというふうなことであります。計画数よりも若干下回っているというふうな状況であります。これにつきましては全国的な傾向であろうとは思っておりますけれども、こういった部分につきまして、より多くの方々に参加いただけるように、今後とも努めて参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） もともとの計画が、二次といわれる方々の1割程度の参加を見込んでいるということなんでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 当然その計画を策定するときは前年度までの実績、そういったものを参考にしながら当然作成してまいります。本来であれば、多くの方々に参加いただけるようにというふうな部分で作成すべき点もあろうかとは思いますが、より実態に即して、その部分をいくらかでも改善するような、そういった思いで計画を策定しておりますことから、9,000に対してどうしても1割程度になるというふうなことでございます。いずれ、先ほども申し上げましたとおり、何とか計画額を上回るように進めて参りたいと思ひますし、今後はもっとより多くの方に参加いただけるように努力してまいりたいというふうに思ひます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 1割を超えるもっと多くの方々を対象とするべきだと思うんですが、そこに取り組めない、できない壁は何なんですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 要支援なり要介護認定等になっていない方で当然でございます。そういった中で農作業であるとか自分の趣味であるとか、いろんな都合で呼びかけてもなかなか参加いただけないというふうなことでございます。そういった部分の意識づけ、そういったものにつきましても、当然参加いただけるようにするのが組合の責務というふうにも思ひてございます。そういった努力は今後も続けてまいりたいというふうに思ひてございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） そうしましたら、その第6期計画の見直しの中で、策定に当たって今、事務局長がおっしゃったような内容は、どのような形で反映をさせていくというお考えなのかお伺ひしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 第6期介護保険事業計画の中では、特にも地域支援事業、これは一部の中になりますけれども、そういった部分について制度的に大きく変わるといふふうな今見込みでござひます。そういったものも踏まえながら、今後、検討して参りたいというふうに思ひてござひます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 第6期に当たって、介護保険制度の改正案の中の大きなポイントの中に、先ほどご答弁、冒頭にいただいたように、地域包括ケアシステムの構築というものがあります。ここで言っている地域というのは、私は最低限、合併前の旧市町村単位、もしくはまたもうちょっと小さな単位なのかもしれませんが、ここで言われている、当一関地区の広域行政組合として、地域包括ケアの地域というのはどの辺を、どういう範囲を想定されていらっしゃるんでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 当組合におきましては生活圏域を、一関にあつては一関地域が2カ所、そのほかの地域は、旧町村を単位といたしまして1カ所ずつ設定してござひます。また、平泉町につきましては1カ所設定してござひまして、組合管内では合計10の圏域を設定してござひます。この10の生活圏域に対しまして、七つの地域包括支援センターが担当を定め、地域包括ケアシステ

ムの構築に取り組んでいるところであります。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） そうしますと、今ご答弁いただいたように、10の圏域を前提に取り組んでいくということでございますが、現在、今お話がありましたとおり地域包括支援センターが7拠点、7カ所ございますが、ここの非常に、これから向こう10年のいろんな介護予防といいますか、介護の社会化といわれるそういう時代に入って、この地域包括支援センターの役割というのは極めて私は重要であると思いますし、本当に毎日、1日1件ないし2件ぐらいのご相談が入っているやに聞いておりますが、もっともこの地域包括支援センターを周知徹底していくならば、ますます高齢化に合わせた形でいろんなご相談がもっとも増えてくるだろうと想定されます。そういう意味で、この地域包括支援センターの強化充実というのが今まで以上にもっと早いスピードで取り組む、また、その10の圏域に、要するにもっと言えば10カ所、10拠点のセンターが必要ではないかと、そのように考えますが、ご所見がありましたらお伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まさに地域包括支援センター業務につきましては、第6期の中でも非常に大きな意味合いを持ってくるというふうに思っております。当然認知症対策、そういったものにつきましても入ってくるというふうに認識しております。ただ、そういった中でも、現在七つの地域包括支援センターで運営しておりますけれども、この支援センターの充実、そういった中で10の圏域について対応して参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） そうすると、当面地域包括支援センターの拠点の拡大といいますか、拡充というのは考えていないという、そういうお考えなのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 第5期の計画の中で、実は地域包括支援センターしぶたみの分割ですね、こういったものを5期の中で計画したところでございますけれども、第6期の中での包括支援センターのあり方、先ほども申し上げましたが、認知症対策であるとか地域包括ケアシステムの構築であるとか、そういった部分についての大きな制度上の方向性、そういったものが定まり次第、センターの内容の充実については検討して参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 私は、あわせてセンターの充実と、行政だけではこの介護の関係のサービスには限界があると思います。そういう意味で地域とか、また地域にあるNPO法人とか各種民間、各種団体との連携というのは本当に極めて今まで以上に重要になってくる、それがひいては地域づくりにつながっていくと私はそのように確信をしております。そういう意味で、地域とかNPO法人とかその他の各種団体との連携については、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ただいま議員ご指摘のとおり、地域資源の活用、こういった部分につきましては、第6期の中でも非常に重要な意味をなしてくるというふうに思っております。当然、国としては地域差ができないようなというふうなことでマニュアルといいますか、ガイドラインといいますか、そういったものを今後つくっていくというふうに聞いておりますけれども、そういった中で、当一関地域にある地域資源を有効に活用しながら対応して参りたいというふうに

思っています。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 多くのお年寄りの方が生きがいを持って、また、地域の役に立つ、そういう思いで生活できるような介護関係の支援をお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告のとおり、介護保険制度の改正について質問をいたします。

2015年度の介護保険改正に向けて、安倍内閣が国会に提出した医療介護総合推進法案は、持続可能性の確保を理由に、利用者の大幅なサービス利用制限と負担増を強いる内容が次々と盛り込まれています。中でも、要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すことは、日本のどこでも皆平等に介護サービスを受けられる権利を覆すものです。また、年金収入280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を、1割負担から2割負担に引き上げる改正は筋が通りません。月々の保険料が既に収入による負担を求められている上に、いざサービスを利用するときまで収入で差をつけることは、保険の建前にも反するもので聞いたことがありません。対象は全国で高齢者の5人の1人に上ります。

更に、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定する、特養に入所している低所得者に対する食費や居住費の補助、補足給付といたしますか、単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上の預貯金があれば対象から外すなど、入所している利用者や家族の不安は増すばかりです。

介護は、病気や怪我のような、治れば基本的に治療が終わる医療とは違って、ほぼ一生続き、その負担は計り知れません。家族が支える介護から社会が支える介護とうたった介護の社会化、そして利用者本位を掲げた制度発足時の公的保険としての責任を投げ捨て、老後の安心を壊す法案を許すわけにはいきません。

そこでお伺いしますが、1点目は、全国町村会や全国老人福祉施設協議会などは、介護保険制度でサービスに格差が生じないように国が責任を果たすこと、また、特別養護老人ホームから締め出される高齢者に対する受け皿づくりの確保、受け皿の確保を求め、決議や意見書を上げているところです。当組合としても、このたびの法改正に反対の意思を示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、2000年の制度発足以来、初めての大きな改正となる医療介護総合推進法案の内容を一関市民に当てはめた場合、影響はどのように及ぶのかお伺いいたします。

3点目は、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護が市町村の総合事業となった場合、当組合はどのように対処するつもりなのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度の見直しについてでございますが、現在、国会において、介護予防給付の地域支援事業への移行、あるいは施設サービス等を見直しなどを内容とする改正法案について審議が進められているところでございます。組合では、これまで制度改革を行う場合の国で配慮すべき事項として、一つには各自治体間でサービスの格差が生じることがないように全国で統一した基準を設けること、二つ目は、保険者や被保険者の負担が増大することのないよう財源構成についても検討すること、これらについて国に対し、全国介護保険広域化推進会議を通じまして、地方の置かれた実情に十分配慮するよう提言を行ってきたところでございます。今後も介護保険制度の一層の充実に向けた改正が行われるよう働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

なお、議員の方からの質問で、全国町村会同様に当組合としても反対の意思を示すべきではないかということでございますが、念のために申し上げておきますが、全国町村会は、私も調べましたが、どこにも反対という意思表示はないわけでございます。もし違っていたら後でまた教えていただければと思います。

次に、介護サービスの利用者負担が2割になる方々の影響についてでございますが、現在、国会で審議中の、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案におきましては、介護保険料の上昇を可能な限り押さえつつ、制度の持続可能性を高めるために、介護保険サービスの利用者負担について、これまで一律1割負担としているものを、負担能力のある一定以上の所得がある方については2割にすることとしております。現在の案では、65歳以上の第1号被保険者において合計所得金額160万円以上、年金収入の場合は280万円以上の方を対象にすることとしており、当組合では平成25年4月1日現在、第1号被保険者4万1,434人のうち合計所得金額が160万円以上の方は4,081人となっており、全体の約9.8%を占めている状況でございます。このうち、介護認定を受け介護サービスを受けようとする方が、自己負担2割に該当となるものであります。

この自己負担割合が2割となった場合の影響についてでございますが、介護サービスについては、ケアプランにおける課題や目標の設定及び援助の内容によりそれぞれ異なりますが、組合管内では、対象となる利用者の負担はおよそ1億円程度増加するものととらえております。

次に、特別養護老人ホーム入所者数についてでございますが、平成25年12月給付実績より地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる定員29人以下の小規模特別養護老人ホームの入所者数を含めると、組合全体で993人となっており、このうち、要介護3以上の重度の方の人数は888人でございまして、全体の89.4%を占めている状況でございます。残りの10.6%につきましては要介護1、2の方で、比較的軽度であるととらえております。

法案によりますと、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者は、要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点を置くこととしており、既に入所されている要介護1、2の方は除かれるとされております。また、要介護1、2の方でも、認知症高齢者であり、常時の適切な見守り、介護が必要、そういう方や、知的障害、精神障害なども伴って、地域での安定した生活を続けることが困難などのやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認めることとされておまして、その基準については国が提示することとしております。

特別養護老人ホームの新規入所者を要介護3以上に限定された場合の影響についてでございますが、現在、特別養護老人ホームに入所されている要介護1、2の方々の状況については、おお

むね法改正後の特例的に入所を認めることとされている方々に該当いたしまして、既に法改正後と同様の運用がされておりますことから影響は少ないものにとらえております。

次に、法改正により訪問介護、通所介護が地域支援事業の総合事業へ移行した場合の対応についてでございますが、法改正後は、配食、見守りなどの多様な生活支援サービスが必要となると想定されますことから、介護事業所による従来のサービスの提供のほか、NPO、民間企業、ボランティアなど、多様な事業主体によるサービスの提供が必要になってくると考えております。国では、平成29年4月までに、全ての市町村で新たな総合事業を実施することとしておりますことから、今後、構成市町とともに新しい総合事業の実施について検討していくこととなります。

次に、訪問介護、通所介護が総合事業へ移行した場合の構成市町の負担金につきましては、これまでと変更はなく、地域支援事業費総額の12.5%が構成市町の負担金となります。なお、利用者の負担につきましては、市町村がサービスの内容に応じて利用料金を設定することになりますことから、今後検討されていくこととなります。

議 長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

では、初めに、管理者の方から全国町村会の状況ということでお話があったので、時間が十分あるので、先ほどの壇上での質問でごっちゃに話をしてしまったので、いろいろと今、改めてちょっと報告をいたしますと、全国町村会の方では昨年11月20日に、道州制反対決議とかTPPでの重要5項目などの正規確保決議などとあわせて、介護保険制度の中では、サービスに格差が生じないように国が責任を果たすことということと特別養護老人ホームから締め出される高齢者に対する受け皿を確保ということを決議を大会で採択しているということなので、介護保険だけに関して意見書を上げたということではありません。もう一つつけ加えてお話しいたしますと、全国老人福祉施設協議会の方では、市町村事業への移行でサービス水準に不条理な差異が生まれることが懸念されるということの意見書を昨年12月20日、国に提出しているということですので、別々にお話しすればよかったのですけれども、一緒にしたようなお話をしてしまいました。失礼いたします。

それで、質問の方は、国への意思の表明なんですけれども、前回の議会でも広域化推進会議とかで組合の要望は上げているということを答弁いただいているんですけれども、その後の回答がないというお話でございましたが、今議会においてもそういう組合としての意向に対して何らかの回答というのはあったのでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 当一関地区広域行政組合につきましても、全国介護保険広域化推進会議のメンバーになってございます。そういった中で、広域化推進会議の中ではご指摘のとおり、要望書というふうな形で出してございますけれども、この内容につきましては、いわゆる団体間での差異が生じないようにですとか、財源の確保についてお願いしているというふうな中身でございますけれども、そういったことにつきまして厚労省といたしまして、これについての特別の回答といえますか、改まっただけの回答はないということでございます。

議 長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） そういう状況がやはり介護事業者の方々、そして利用者の方々にとって今大きな不安となっているわけなんですね。ですから、やっぱり改めて広域化推進会議として要望しているということなんですけれども、組合独自でももっと強くこういった介護保険制度の改善

とか、例えば介護労働者の処遇改善を国の責任で責任を果たす、そういった内容を地方から中央へ声を上げていかなければ、市民の命と健康を守ることができないのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 全国介護保険広域化推進会議を通じまして、当組合として考えていることにつきまして伝えてまいりたいというふうに思っています。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今回の改正について、事業所の方々がどういうふうに受けとめているかなどということについて把握をしているのかお伺いしたいと思いますが、前回の議会の中で、委託の地域包括支援センターの実態調査を今年度実施する予定という答弁をいただいておりますが、それとあわせてお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 包括支援センターの実態調査、これにつきましては今年度事業で既に終了してございます。いろいろと問題というふうなところまでいきませんが、非違事例といえますか、改善すべき点につきましては個別に通知を申し上げたというふうな状況にございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 主なところで、今そういった地域包括支援センターの方で抱えている問題点というのが報告できる分あればお話ししたいと思えます。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 必置規制であるとか帳簿の関係であるとか、大きなところでの根本的な問題点というふうな部分はありませんけれども、どちらかというところとちょっと細かい部分になります。具体的な事例につきましては各法人との問題にもなります。ちょっとこの場では控えさせていただきたいなと思っています。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） それでは、今回の改正によって、民間事業所でこういった受け止めであるかということをお伺いしてきましたが、やはり改正されるということは基本的に介護保険制度が改悪されるという受け止めです。改悪されなければ国のその予算の削減に伴う改悪になるという受け止めです。改悪にならないければ今までどおりの制度で十分で、今回のような制度改正にはならないのではないのかという受け止めをしている事業が多かったんですね。実際、今の状態の中でもそういった民間事業所に大きく支えられている分が多いと思うんですけれども、そういった民間事業所の収益ですね、そういった部分では消費税のこれまでの負担というようなこと、それから昇給などで一つの事業所では年間380万円も平成25年度不足、赤字になっているというお話もいただいたところもございまして。そういう点では、やはりそういった事業所を支えていかなければ、今、介護制度を、利用者、市民を守ることができないという状況にあります、委託について平成26年度の地域包括の委託料、これはどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的に、地域包括支援センター職員1人当たり年間450万円というふうな積算の中で委託料を算出してございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） そうしますと、平成26年度もこれまで同様、1人当たり450万円の積算で変わらないという状況でしょうか。そうしますと、ますます事業所は、今まででも赤字が見込まれるという状況の中で消費税の増税も迎えております。そういった中で、例えば第5期計画の中で平成25年度、東と西に1カ所ずつ小規模の19床以下だったと思いますが、多機能型施設を設置する計画がございましたが、その状況は今どうなっていますか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、地域包括支援センターの経営状況というふうな中で、赤字というふうなお話もいただきました。当然そういったところもございますけれども、基本的に黒字で運営なさっているところもあるというふうに認識してございます。そういった中で、こういった収支改善を図るかというふうな部分であろうかと思っておりますけれども、これにつきましては組合も一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

それから、いわゆる小規模特養の29床分の整備でありますけれども、ご指摘のとおり東、西まだ募集しても応募いただいていないというふうな状況にあります。引き続き、第5期の計画の中で計画してございますので、応募いただけるように努力して参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 介護保険制度については、やはり受け皿づくりが一番大事です。この平成25年度、もう終わりますが、この3月で終わってしまいますが、小規模多機能型の計画が応募がないという原因についてどう受けとめているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いわゆる29床の小規模特養の部分のご質問でありますけれども、いわゆる昨今の情勢といいますか、建設業者も非常に忙しいといいますか、そういった状況にありますし、建設資材の高騰というふうな問題もございます。それから、なかなか看護師の確保、あるいは介護職員の確保、こういった部分についてもなかなか思うように進まないといいますか、確保できないというふうな状況にあるというふうに聞き及んでございます。そういった部分がありますけれども、何とか業者といいますか、社会福祉法人の方々にご努力いただきまして、何とか応募いただけるように進めて参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 私が訪れたところなどのお話をご紹介しますと、もうこれ以上自分たちの事業として広げることは不可能だと、きつともうどこも手を上げないのではないかという意見が聞かれました。大変なことです。黒字運営をしているところもあるというご紹介でしたが、やはり介護者、看護師等の確保など、そういった職員を増やすためには待遇改善も求められるんですね。どうしても委託料を上げてもらわないと、そういった職員も増やすことができないし、自分たちの許容範囲ではもう何ともならないという状況です。これでは、どうしてもそういった利用者を確保する受け皿づくりというのができないと思うんですけれども、この点について、委託料を何とか今後引き上げる必要があると思うんですけれども、その対応策についてお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、サービス事業所とそれから包括支援センターをまず区分させていただきまして、包括支援センターの部分で委託料の部分で申し上げますと、当初、当組合として1

人当たり450万円、年間450万円として設定したのは、各法人の給与体系でありますとか、それから近隣の自治体の状況、そういったものを勘案させて設定させていただいたというふうなことでございます。当然、一旦設定すればそれで終わりでは当然ありませんので、今後とも引き続きそういった他の状況、あるいは法人の全体の給与体系といいますか、そういったものも見極めながら引き続き検討していきたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ぜひ、利用者や事業所の方々の要望を受けとめていただいて改善していただきたいと思います。

それで、介護の要支援1、2の件ですけれども、地域支援事業になってもこれまでの給付と同じように受給を保証することができるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 予防事業から地域支援事業である総合事業に移行した場合でも、国では今までどおり財源は確保するというふうに話してございます。そういった部分では、今までどおりの部分ができるのかというふうなことでございます。そして、また、特にも訪問介護部分につきましては、現在予防事業で行っている方の部分を急激に変えるというのは、これは基本的には国としても難しいだろうというふうなとらえ方をしてございます。ただ、新たに要支援者になる方については、当然、今まで住み慣れた地域で暮らしておりますので、そういった地域資源を活用する方法も新たに検討していくというふうなことでございます。そういった国の情報を見極めながら組合としても進めて参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 介護施設関係者などのお話を聞くたびに、国の施策についての不信感というのが本当に伝わってくるんですけれども、今お話しいただいた、これまで同様の給付額等のお話を今伺ったわけなんですけれども、そこについての不安感といいますか、信用されていない状況があるんですね。例えば、給付であれば、きちんと受給権が認められて制度として保証しなければならないので、きちんと補正を組んででもそういった希望者はサービスが保証されるようになりますよね。ただ、事業になった場合は、例えば事業に移行した場合はそういったものがないので、事業の予算額によって打ち止めになるのではないかという不安ですね。その部分について、国がどうこうというのではなくて、やっぱり広域行政組合の方でそこはきちんと保証してほしいという声が届いております。これについて、もし国の給付額が、希望者以上の給付額が発生した場合の組合としての対応ですね、そこをきちんと保証できるのかどうかというところをご答弁いただければと思うんですけれども。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 地域支援事業に移行しましても、基本的な介護保険財政の枠組み、これについては変わらないというふうに認識してございます。当然、先ほども申し上げましたとおり、国としての負担も変わらないというふうに聞いております。ただ、サービス費の設定につきましては、地域支援事業に移行することから市町村が設定するというふうなことになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、基本的な枠組みについて変わっておりませんので、しっかり財源確保できるものと思っておりますし、できるように広域化推進会議等を通じまして要望して参りたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

地域包括ケアシステムが、これからますます在宅にそういった制度が移行するというわけで、地域包括ケアシステムが特に重要視されていくと思うんですけども、その必要なサービスが切れ目なく提供されることを目指しているこのシステムについて、その介護予防や相談体制の充実などの体制ですね、民間のそういった法人の方々や医療と介護の連携についての体制を具体的にどのようにしようとしているのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） そういった連絡体制につきましては、当然地域包括支援センターが核になりますけれども、在宅介護支援センター20カ所ございますけれども、ここの連携も非常に重要になってくるというふうに思っております。それから、当然医療と介護の連携、これも非常に重要でございます。地域ケア会議等を通じまして、そういった部分の充実を図って参りたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 特にそういった在宅とその施設や病院ではなくて、自宅で最期を迎えたいという高齢者の方々の願い、家族の願いにこたえるために切り札となった施策として、やはり24時間の地域巡回型サービスというものがあると思うんですけども、これについて、なかなか具体的に事業者の方では率先してこれを運営していこうという状況がないという現状でしたが、これについての対策について、組合としてはどういうふうにしていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ただいまご質問がありました定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスのことであろうかというふうに思っております。これにつきましては、介護員の確保であるとか看護師の確保、特に夜間の従事者の確保、そういった部分について、非常に業者の中でも非常に難しい部分があるというふうに聞いてございます。全国的に見ましても、保険者が187保険者で411事業所というふうな状況でございます。いずれ組合といたしましても、ホームページ等を通じまして、収支のシミュレーションをホームページの中で提示させていただいておりますけれども、なかなか応募がないというふうな状況であります。引き続き応募いただけますよう、いろんな手法を考えまして進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） いろんな手法ということでございましたが、その手法の一つとして、その事業者さん方から要望をお伺いしました。もう一つ、この事業に対して運営していこうということができない、その理由の一つとして何を求めているかといいますと、意外というか、やはりというか、地域のお医者さん方の協力がなければ絶対無理だということでした。この点について、やはり組合として地元のお医者さん方の協力を求めていく必要があると思うんですけども、これについてどうでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 全国的に進まないというふうな大きな理由につきましては、夜間の対応に対するの誤解があるというふうな部分、実態と想定している部分での乖離があるというふうな部分でちょっと認識をしてございました。ただいまご指摘がありました医師との協力関係、こういった部分につきましては、ちょっと私としても認識してございませんでしたけれども、こうい

た部分があれば医師会、あるいは介護医療との連携協議会、そういったものを通じまして要請して参りたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ぜひよろしくお願いいたします。介護保険は、とりわけ利用者さんの生きる権利を保障するという目的があると思いますので、今後ともそういった意味では、社会保障の拡充をしていかなければ、やはりそういった利用者さん方の老後を、安心な老後を守ることができないということです。やはり組合の責務でそういったことを今後とも手だてを打って取り組んでいただければと思います。

以上、終わります。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 日本共産党の菅野恒信でございます。

先日、2週間ほど前ですか、あの3.11から3年を過ぎまして、また祈ったことでございます。かつて経験したことのない大震災、最悪の原発による放射性物質による深刻な被害、除染の最先端で業務を行っている、そして新焼却施設や国の仮設焼却場建設など、重なる大きな行事、あるいは仕事を抱えて、行政組合の皆様には心からご苦労さまと申し上げます。

第24回定例会に当たり、通告しているとおり一般質問を行いますので、ご回答をお願いいたします。

私のテーマは三つでございまして、介護事業計画、そしてごみ収集業務の委託状況、組合員の職員の配置状況などについてでございます。

最初に、第5期介護保険事業計画の到達点と平成26年度計画について伺います。

既に何人かの議員のご質問もありましたし、お答えになって重なるところがあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

この第5期介護事業計画、策定した際に、冒頭のように述べられておりました。特にも重度の要介護認定者が増加傾向、その認識に立ち、介護が必要になっても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができることを基本理念に進めていきますと、高齢者の増大や、認定や介護度の重度化の状況と、そこで具体的な3カ年の目標を立てたわけでございます。その目標、そして現在、まだ2年たったところでございますが、到達整備状況はどうなったのか、そしてあと1年残っておりますが、最後の1年間、平成26年度にどのような目標を現実に進めていくおつもりなのかお尋ねをいたします。

2つ目には、特に私、施設入所者のことが心配でなりません。なかなか施設に入所したいという希望にこたえる、それに沿うことが、なかなか財政問題や人的問題で困難を抱えているかというふうに思いますが、現時点での到達状況を明らかにしていただきたいと思います。また、平成26年度に整備する目標があればお聞かせいただきたいと思います。

3番目には、第5次の計画の基本方針の長期目標で第1番目に包括的な介護予防支援と各種団体との連携を掲げながら地域包括ケアシステム整備を目指してきたところだと思います。地域包括支援センターとか、あるいは包括ケアシステムというものがいろいろわかりにくい、私なんかいろいろな相談を受けて高齢者の方とお話をいたしますが、何のことかよくわからないというよ

うなことがよく聞かれます。どのように、この一番大事な目標に掲げている包括ケアシステムを市民にどうやって理解してもらうか、あるいはそれを現実に役立つものにしていこうとしておりますのか、そして、3年目に当たる平成26年度には、この包括ケアシステム、支援センターの充実に、どのようなことを具体的にお進めなるのかお聞かせ願いたいと思います。

大きな2つ目のごみ収集の業務委託状況についてであります。

私の住んでいる団地でも年に1回、総会が開かれます。また、年何回と役員会が開かれますが、一番大きな話題になるのが、このごみの収集がうまくいかない、いくら注意しても分別がきちつとなされていない、だから、黄色いマークをつけて残されていくというようなことが問題にされています。一生懸命やっているんですけども、それでも、悪意を持ってそういうことをやっているわけではない、分別していないわけではない、そういうことを考えたときに、直接ゴミステーションからごみを収集し運んでいくという経営者、あるいはそこで働いている方々から、こういう問題について、何かこういう改善したらどうなのかというような意見などがないものかどうなのか、あるいは逆にステーションに投棄をする方々から、今のこの収集状態では困ることがあるというような苦情だとかあるのかどうなのか、適切にごみ収集・搬送が行われているのかどうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

2つ目には、収集業務を行う会社が25か26あるかと思いますが、そこではなかなか小さな零細な会社が多いということであるからでしょうか、私も直接社長などに相談を受けたり、そこで働いている人たちから、待遇の問題で困っていると、もう辞めたいと思っているんだというようなことをたびたび聞いたことがございます。そこで、委託料が、双方からですね、委託料がなかなか安く思うようにできないんだということが、経営者側からも働いている方々からもそういうことが出されます。そこで、組合が委託料を積算する場合に、そういう働いている人たちの待遇改善などについてどのように考えているのか、あまり古い話でもしょうがないので、平成25年度から平成26年度に移るに当たって、そして今は国を挙げて、安倍総理大臣を初め賃上げを、待遇改善をとということが叫ばれている状況の中で、組合側は業者委託する際にどのように平成26年度では考えて臨もうとしているのかお聞かせ願いたいと思います。

3番目は、行政組合内部の職員配置の状況についてでございます。

いただいた資料で73人の職員がいらっしゃるというふうに思います。中で非常勤、臨時はおおよそ3割です。その中に非常勤特別職だとか、あるいは非常勤一般職が1名、2名おりましたけれども、そこら辺の臨時非常勤の取り扱いについて、どのような身分、あるいは区分がなされているのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

この職員の問題について、これは市議会の中でも申し上げたことなのでありますが、組合の中で73名のうち、特に介護の関係の職場は非常勤、臨時が多い、約5割がケアマネジャーですか、認定調査員でしょうか、5割を占めています。この方々に、せめて正規職員になるのは無理だとしても、賞与あるいは退職金などの待遇面で考慮することができないのか、それらについてお伺いをいたしますので、お答え願いたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、第5期介護保険事業計画の達成状況についてでございますが、第5期介護保険事業計画

は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間として、地域包括ケアシステムの整備、介護予防、健康づくりへの本格的な取り組み、サービス資源の確保、この3項目を目標としたところでございます。

それぞれの目標項目の実施状況といたしましては、地域包括ケアシステムの整備については、地域でのひとり暮らし高齢者の見守り活動の活性化などを7カ所の地域包括支援センターで取り組んでおり、また、一関市医療と介護の連携連絡会に参加し、医療と介護の連携にも取り組んでおります。平成26年度におきましては、各地域包括支援センターにおける地域ケア会議の開催により、認知症高齢者への対応など個別課題の解決や、ひとり暮らし高齢者の地域での見守り体制の整備などの地域課題の把握、解決などに取り組んでまいります。

介護予防、健康づくりへの本格的な取り組みにつきましては、介護予防事業の実施を構成市町に委託して、活動的な状況にある高齢者に介護予防教室などの一次予防事業を実施するとともに、要支援・要介護になるおそれの高い二次予防事業対象者に対しては、運動機能向上事業などの二次予防事業を実施いたしまして、更に、家族介護の軽減等を目的とした家族介護手当て支給事業などの任意事業を行っております。平成26年度におきましても、構成市町と連携し、更に介護予防事業の充実に努めてまいります。

サービス資源の確保につきましては、地域密着型サービス事業所の整備を行っており、平成25年度には定員25人の小規模多機能型居宅介護事業所1事業所、認知症対応型共同生活介護事業所1事業所、18床分を整備したところであります。平成26年度におきましては、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、小規模特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについて整備することとしているところでございます。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者についてでございますが、組合では、特別養護老人ホームの入所待機者数を緩和するため、平成23年度に第5期計画の前倒しをすることにより、平成24年8月までに特別養護老人ホーム及び小規模特別養護老人ホームを合計165床整備いたしました。平成24年3月末日現在の在宅の待機者で早期に入所が必要な方167人の解消を進めたものでございますが、要介護認定者の増加によりまして、現在も待機者については増加傾向が続いているところでございます。このことから、平成26年度の施設整備計画につきましては、入所待機者数を緩和するため、一つには地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホーム2事業所で58床分、二つ目は、認知症対応型共同生活介護1事業所で9床分、これらを整備するとともに、在宅での介護を支援するために、小規模多機能型居宅介護1事業所で定員25人、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2事業所、複合型サービスの2事業所を整備することとしているところでございます。なお、入所待機者数の推移については事務局長から答弁させていただきます。

次に、地域包括支援センターの業務についてであります。地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、それから包括的・継続的ケアマネジメント業務、この四つの業務を行っております。

一つ目の介護予防ケアマネジメント業務については、要支援・要介護の状態になる可能性の高い高齢者、いわゆる二次予防事業対象者や、要支援1、または2の認定を受けた方々のケアプラン作成を行い、高齢者ができる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援を行っているところであります。平成25年度においては、4月から11月までに、二次予防事業対象者353人のプラン作成を行い、また、要支援1、2と認定を受けた1,695人の介護予防支援を行っており

ます。

二つ目の総合相談支援業務については、地域の方々から介護などの高齢者に関するさまざまな相談を受け、地域の状況と課題把握を行い、関係機関との連絡調整などにより、介護保険制度、高齢者福祉サービス利用などの総合的な支援を行うもので、昨年４月から１１月までの総合相談件数は１,０８５件となっております。

三つ目の権利擁護業務については、高齢者の財産の架空請求や公共機関を語った還付金詐偽などの被害からの防止、虐待を受けている高齢者の権利の擁護、成年後見人制度などの制度利用についての相談支援を行うもので、昨年４月から１１月までの高齢者虐待への対応件数は１０７件、実人員は３３人となっております。

四つ目の包括的・継続的ケアマネジメント業務については、医療機関や介護支援専門員などと連携をして、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりや、介護支援専門員への支援、相談、研修会等を開催して高齢者を支える仕組みづくりを行っております。昨年の４月から１１月までの介護支援専門員からの相談件数は１７１件となっているほか、介護支援専門員などを対象とした研修会を２回開催し、ケアマネジメントに関する知識や技術の習得のための支援に努めているところであります。

また、これらの業務に加えまして、地域包括ケアシステムの構築を図るために、地域ケア会議の開催なども行っております。

地域包括支援センターの今後の課題といたしましては、地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの構築に向け、中心的役割を果たすことが求められておりますことから、保健・医療・福祉・介護サービスの関係者との連携を一層強化することが重要であると認識しております。

次に、ごみ集積所の状況でございますが、ごみ集積所に出された可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集運搬業務は、一関清掃センター管内は６社、大東清掃センター管内では２社の一般廃棄物処理許可業者に委託をしており、ごみ集積所は、一関市及び平泉町が指定し、行政区長または公衆衛生組合長などが適正に管理を行っております。

定められた収集日以外に排出されるごみや、分別が徹底していないごみなど、不適切な排出がされたごみの件数についての集計は行っておりませんが、これら不適切な排出がされたごみに貼付する注意喚起のシールがあるわけですが、そのシールの枚数が年々減少してきているということから、ごみの分別については徹底されてきているものと考えております。

ごみの分別の取り組みにつきましては、ごみの分け方出し方テキスト及び組合の広報紙等により周知を図っているところであり、今後も構成市町と連携して、ごみの分別の徹底等について周知に努めてまいります。

次に、組合が委託している一般廃棄物収集運搬業務受託者の従業員の労働条件の把握についてでございますが、組合では廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の基準に従いまして、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者を受託者としており、その契約の形態は一定の業務の対価として委託料を支払うという契約となっております。受託者の従業員の労働環境につきましては、労働基準法に基づき、それぞれの受託者の責任において果たされるべきものと認識しております。なお、組合の職員の配置につきましては、事務局長から答弁をさせます。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 第５期計画策定時からの特別養護老人ホーム入所待機者数の推移についてお答えいたします。

平成23年7月末現在の入所待機者数は829人、うち在宅の方が291人で、そのうち早期に入所が必要な方は153人でありました。平成24年3月末現在の入所待機者数は820人、うち在宅の方が261人で、そのうち早期に入所が必要な方が167人でありました。平成25年3月末現在の、入所待機者数は868人で、うち在宅の方が329人で、そのうち早期に入所が必要な方が199人となっております。

次に、平成26年3月1日現在の職員数についてお答えをいたします。

一般職の職員につきましては、併任職員を除いた職員数で申し上げます。総務管理課、一般職、事務職であります。3人、介護保険課、一般職、事務職が13人、非常勤特別職といたしまして、介護認定調査員15人、介護相談員2人、期限付臨時職員1人、次に西部地域包括支援センターであります。一般職は事務職2人、保健師2人、それから非常勤特別職、介護予防支援員2人あります。東部地域包括支援センターにつきましては、一般職といたしまして事務職が2人、保健師が2人、非常勤特別職といたしまして介護予防支援員が1人あります。次に、一関清掃センターでございます。一般職が事務職として4人、技術職が11人、非常勤特別職といたしまして環境学習指導員1人、それから期限付臨時職員1人、非常勤一般職1人、次に、川崎清掃センターであります。一般職として技術職が5人あります。大東清掃センターにつきましては、一般職といたしまして事務職1人、技術職4人であり、合計で一般職が49人、非常勤特別職が21人、期限付臨時職員2人、非常勤一般職1人の全体の合計で73人あります。

次に、臨時的任用職員等の任用、勤務条件についてお答えをいたします。

臨時的任用職員等の任用、勤務条件の規定につきましては、一関市の規定を準用しております。一関市の取り扱いと同一としております。

臨時・非常勤職員の任用区分につきましては、週38時間45分以内の勤務時間の期限付臨時職員、それから週28時間以内の勤務時間の非常勤一般職、それから週29時間以内の勤務時間の非常勤特別職となっております。

業務内容につきましては、期限付臨時職員及び非常勤一般職は、事務補助として一般事務に従事し、非常勤特別職は、介護認定調査員、介護予防支援員、環境学習指導員を、それぞれの設置規則によりまして要介護認定、介護予防支援サービス計画作成、リサイクル啓発事業などに従事しております。

臨時・非常勤特別職の健康保険の加入につきましては、健康保険法の取り扱いによりまして、所定労働時間が正規職員の4分の3以上であることが加入要件とされておりますことから、期限付臨時職員及び非常勤特別職は加入しておりますけれども、勤務時間が28時間未満の非常勤一般職は加入しておりません。雇用保険につきましては、勤務時間が短時間である介護相談員を除き、期限付臨時職員、非常勤一般職、非常勤特別職のいずれも加入しております。

次に、非常勤特別職の賞与でありますけれども、非常勤職員につきましては、地方自治法の規定によりまして、報酬及び費用弁償に支給が限られることから、賞与については支給していないところであります。一関市と同様となっております。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） いろいろな財政危機、状況のもとで、管理者の答弁にありましたように、いろんな施設を整備をし、地元の高齢者のためにいろいろ努力されていることについては私も理解をしているところでございます。なお、重度化などが進むという状況もありますし、高齢化率も

これから増えていくという状況の中で、一層高齢者が安心してこの一関に住み続けられると、それこそ理念の中にあった尊厳を持って暮らしていけるような、それは自宅で暮らしたいという人たちの願いは自宅で暮らせればいいのですが、どうしてもひとり暮らしでそれが困難だということなことでいる場合、やはり施設で社会的にそれを支えていくということが必要かと思いますので、一層の努力をお願いをしたいと思います。

その中で、第5期事業計画の中で最初が一番先に重視した地域包括ケアシステムについて、これは平成26年度、第6期介護事業計画策定の中で具体化されていくものだと思いますが、実は昨日、家に帰りましたら、広域行政組合が発行している『くらしの情報』平成26年版がありました。早速、皆さんが苦労してつくったものですから昨日読ませていただきました。その中で、地域包括ケアシステムの構築についてというのが2ページにわたって特集を組んでおりました。その中で目についたのが、地域包括ケアシステムの姿というところの中で囲みがありました。米印がついておりました。何と書いてあるのかと思いましたが、地域包括ケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏を単位として想定しているということが書かれておりました。このことを見たときに、この字もそうですが、この絵ですね、絵が病院、あるいは医療、介護、そして包括支援センターなどですね、連携する姿が本当に30分以内で連携がきちっととれて、しかも、連携がとれるというのではなくて、サービスが提供されるというふうな言い方でございました。私は非常にこれを見まして、今さらながら、そうか、一関地区広域行政組合はこの地域包括ケアシステムというものを、そういう30分以内でサービスが提供されるものを目指しているんだなというふうに思いまして、ぜひこの包括ケアシステムをわかりやすく、そしてみんながそれを待ち望む、そのために自分たちも努力をすると、助け合いもしていくというようなものにしていかなければならないものだというので、昨日読んだこの『くらしの情報』を見て、ぜひその実現を期待したいものだというふうに思います。

この30分以内に必要なサービスが提供されるということについては、実は去年のもの、一昨年のものも見てみたんですけども、昨日見た平成26年版に初めて30分以内というのが入っていたのかなというふうに思いましたが、何か制度的に、この30分以内というものが新しく入ったのでしょうか。教えていただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ご指摘のとおり、30分以内というのは今回初めて入ったというふうなことでございます。平成24年度からの新たなサービスであります定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これが基本的に30分以内というものを目指してございます。そういったことから、圏域内では30分以内にサービスを提供していくというふうな形で記述させていただきました。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） それでは2つ目のごみ収集の委託状況についてであります。

管理者からもいわゆるイエローカードがどんどんといいますか、確実に減っているということで、良好に収集ですか、あるいは投棄といいますか、ごみステーションに出しているということが着実に浸透しているんだというふうに見て安心をしていたところでございます。

もう一つ、そこで働いている労働者の待遇の問題についてなんですが、国の省令であるとかに沿って許可が与えられているというふうなことです。特にその業者がおかしいということではございませんが、そこで働いている人たちが安心して働けると、そしてやっぱり一定の経験を積むことによって、自分はこの町を、環境を美化している、そういう重要な仕事を持っているん

だという意識のもとに長く安定的に働くことが大事ではないかと、そういう意味では、やっぱりちゃんとした待遇が行われるということが望ましいと思います。

実は介護の問題を言うつもりありませんけれども、第5期事業計画の中で、要するに業務委託をするところがございますね。包括支援センターなんかも直営では二つでしょうけれども、あと今は五つが委託されていると、法人などにですね。その際に、委託事業所の決定についてということが書かれています、この第5期事業計画のときにですね。要するに、高齢者の尊厳を守る、そういう仕事をやる業者といいますか、それを法人を選ぶということになりますから、当然いろんな意味でチェックをしなければならないと思いますが、そこについては、やはり委託するに当たってはさまざまな、公募はこうですよ、であるとか、事業計画はきちんと出していただきますとか運営体制はちゃんとそれを必要なものを出してくださいというふうに、仕事もですし、そういう仕事をする人たちに対してもそれなりの環境がつけられているという、そういうことがもう公募の段階で出されているのではないかというふうに思うんですね。したがって、ごみ収集の業務委託をする会社の場合でも、このような基準などを設けて、そこで働いている人たちが本当に町をきれいにする、そのために一生懸命汗を流すということができるよう状況をつくっていただければというふうに思います。

一つ伺いますが、これは市議会の中で総務部長が答弁したことなんですけれども、一関市ではいろんな業務を委託をいたします。あるいは指定管理者なんかに移行する場合があります。その際に市の臨時職員であるとか非常勤職員の給与その他なども参酌をしながら積算をしているというようなことが確か答弁で私、聞いた記憶がございますけれども、広域行政組合に当たっては業者に委託する場合に、そういった算定などを考えて積算されているのかどうかお聞かせください。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 人事の任用、そしてまた待遇面の取り扱い、これにつきましては基本的に一関市に準じて行っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） よろしく願いいたします。

その業者を選定する、あるいは許可をするに当たってぜひ注意していただきたいといいますか、チェックしていただきたいと思いますが、実際相談をされてその会社に行って社長と話をしたことがあるんですけれども、要するに労働基準法上当たり前のことである就業規則がないとかですね、それから勤めて10年経っている労働者が有給休暇もないというようなことがそこで出てきたんですね。私の方では労働基準監督署なんかに行ってそういったことを指導していただきましたけれども、これは数少ない会社なのかわかりませんが、そういったこともございますので、契約を更新する際などについては最低、就業規則はとるとか、そういったことなんかについては留意をする必要があるのではないかと。それから今言ったケースなんかで、雇用契約書が締結されていないんですよ。だから、そこで働いている人たちは、自分が有給休暇があるとかないとか、あるいはそういったことではっきりしていないということがありました。数少ない会社かもわかりませんが、そういったことについてもご留意をしていただければいいかなというふうに思います。そういったことについてはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的には業務に対する対価としての委託料というふうな位置づけでございまして、基本線はまさにそこにあるかというふうに思っております。ただいまご指摘をいた

だきました就業規則がないであるとか、それから有給休暇がないであるとか雇用契約がないであるとか、そういった業者があるやに今お話をいただきました。そういった部分の取り扱いについてどうするか、いずれ組合といたしましても良好な収集運搬業務をやっていただくというのが大前提であります。そういった部分はどうか、今後の研究材料にさせていただきたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） よろしく願いいたします。

三つ目の広域行政組合の職員配置の問題についてであります。お聞きしますと、非常勤一般職という方が1人か2人いらっしゃる。その方は非常勤特別職から見て、同じ非常勤なんですが、特別職と一般職でちょっと違うわけですが、勤務時間は非常勤特別職より1時間短いんですね。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的には28時間以内、あるいは29時間以内というふうな表現をさせていただいておりますが、そういった意味からすれば1時間違うというふうなことでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） その同じ非常勤なんですが、特別職と一般職というのが違う、勤務時間が1時間少ない、その一般職の方はいわゆる社会保険には加入しているのでしょうか、どうなのでしょう。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 28時間以内というふうな規定の中での対応でありますけれども、実際はもっと少ない、週時間が少ない方でございます。そういった中では、当然社会保険等についても加入してございません。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） いろいろそういったことについても、今後も改善できるように要望をしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後になりますが、要望になるかと思いますが。私の経験では、非常勤特別職、一般職等について、賞与、ボーナス等につきましては、今からもう10年以上前のことですけれども、同時、自治省といったとき、その方が本の中に、国家公務員の中にも非常勤特別職などがいます。その方々については、身近で言えばかつて国立岩手病院ですね、今は独立行政法人になりましたけれども、あそこではやっぱり特別職の看護師さんがいたんです。そこでは退職金は出されている、それからボーナスも出されていたんです。私はそういったことを調査いたしまして、いろいろ勉強したことがありますけれども、その中で自治省の官僚の方が書かれた本の中で、国家公務員の特別職には出されて地方公務員の特別職はだめだということについて問われれば説明がつかないというふうにその本の中に書いてあったのを私、記憶をしているんですね。実際、国家公務員の場合、特別職などが出されているのになということなので、さらにもう一つは、そのうちということだと思いますけれども、そういう非常勤特別職などについてのそういう待遇が改善されるようにということで、今、超党派で法案を近々国会に出そうというふうな状況になっているようでございます。したがって、そういう流れもございまして、今後とも正規職員の人たちを支える、働いている方々でありますので、一定の勤務時間、4分の3なり、勤務時間を満たしたりクリアした場合については、そのような中でいろいろ工夫をしたり知恵を働かせて、気持ちよく正規職員と臨時職員、非常勤の方々がスクラム組んで、市民のために適切なサービスできるような、そうい

う環境になっていただきますことを切にお願いいたしまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問を終わります。

休憩をいたします。

午後 3 時 40 分まで休憩とします。

休憩 午後 5 時 25 分

再開 午後 5 時 40 分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第 5、認第 1 号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第 1 号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手中部広域水道企業団の解散及び岩手中部水道企業団の加入に伴う岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の一部変更の協議に関し専決処分をしたものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 認第 1 号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成 26 年 3 月 31 日をもって岩手中部広域水道企業団が解散し、平成 26 年 4 月 1 日から岩手中部水道企業団が岩手県市町村総合事務組合に加入することに伴うものであります。平成 26 年 3 月 31 日をもって解散となる岩手中部広域水道企業団は、北上市、花巻市及び紫波町を構成団体とし、同市町への水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合であります。平成 26 年 4 月 1 日に岩手県市町村総合事務組合に加入する岩手中部水道企業団は、同じく北上市、花巻市及び紫波町を構成団体とし、2 市 1 町の水道事業と岩手中部広域水道企業団が処理していた水道用水供給事業を承継し、水道事業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合であります。

規約の改正については、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体について規定する別表第 1 の改正を行うものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第 1 号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認第1号は、承認することに決定いたしました。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、議案第1号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第1号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、廃棄物処理手数料を改定するとともに、家庭系のごみ処理手数料を粗大ごみとそれ以外のごみに明確に区分するなど、所要の改正をするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第1号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

第6条、第7条及び第15条の改正は、文言の整理を行ったものであります。

新旧対照表の2ページをお開き願います。

19条第1項の改正は、し尿処理手数料において、手数料の単価に円未満の額を設けておりますことから、その端数処理の方法について規定するものであり、搬入者から徴収する手数料の確定金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとするものであります。

第19条第2項及び第3項の改正は、集積所に排出することができない廃棄物のうち、廃棄物処理手数料の算定方法を重量によらず、廃棄物の素材及び形状を勘案して、品目ごとに規則で定めることとした廃棄物が粗大ごみであることを明確にし、更に手数料の上限についても明記したものであります。

第20条の改正は、廃棄物処理手数料の徴収方法については規則に委任し、廃棄物の種別、処理方法の別により規則で定めることとしたものであります。

新旧対照表の3ページをお開き願います。

表の区分欄につきましては、対象となるごみの区分を明確にするため、表記について整理を行うものであります。適用させる料金区分の取り扱い自体に変更はございません。

別表第1の1、一般廃棄物処理手数料の表は、組合管内の住民、または事業者、もしくは一般廃棄物収集運搬業者から徴収する一般廃棄物の処理手数料について規定しております。

金額でございますが、ごみ処理手数料につきましては、現行の金額に105分の108を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額とし、家庭系ごみは現行10キログラムにつき100円を102円に、家庭系粗大ごみ及び事業系ごみは現行10キログラムにつき150円を154円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

し尿・浄化槽汚泥処理手数料につきましては、現行の金額に105分の108を乗じた額とし、現行10リットルにつき4円を4円11銭に引き上げようとするものであります。

2、産業廃棄物処理手数料の表は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物、いわゆるあわ

せ産廃の処理手数料について規定しております。金額は、現行の金額に105分の108を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額とし、現行10キログラムにつき200円を205円に引き上げようとするものであります。

恐れ入りますが、議案にお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は平成26年4月1日からとするものであり、改正後の手数料の規定については、同日以後の搬入に係る手数料に適用するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第7、議案第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算から、日程第8、議案第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を22億3,224万1,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は第1表のとおりで、議会費210万2,000円、総務費3,910万5,000円、衛生費19億5,408万5,000円、公債費2億3,394万8,000円、諸支出金1,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金18億3,433万4,000円、使用料及び手数料1億8,740万8,000円、国庫支出金2,775万2,000円、財産収入5,264万2,000円、寄附金1,000円、繰入金8,599万3,000円、繰越金1,000円、諸収入4,411万円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申

上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を137億1,424万8,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,349万8,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

まず事業勘定について申し上げます。

8ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出額は第1表のとおりで、総務費2億7,871万3,000円、保険給付費131億3,015万2,000円、基金積立金27万8,000円、地域支援事業費3億157万9,000円、公債費52万6,000円、諸支出金200万円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、6ページとなりますが、保険料21億7,182万3,000円、分担金及び負担金19億7,574万4,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金34億414万2,000円、支払基金交付金38億2,615万2,000円、県支出金19億7,340万7,000円、財産収入27万9,000円、繰入金3億6,197万6,000円、繰越金1,000円、諸収入52万4,000円を見込みました。

次に10ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出額は第1表のとおりで、サービス事業費3,274万7,000円、諸支出金1,000円、予備費75万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、9ページとなりますが、サービス収入3,345万5,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入4万1,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに一般会計予算であります。

予算書13ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目総務費分担金は、歳出の1款議会費、2款総務費、6款予備費に充当する財源であり、構成市町ごとの分担割合につきましては、一関市9分の8、平泉町9分の1となっております。2目衛生費分担金のうち1節衛生総務費分担金は、歳出の3款1項衛生総務費に充当するものであり、分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の各分担金にありましては、歳出の3款2項火葬場管理費、3項ごみ処理費、4項し尿処理費に充当するものであり、分担割合は、総額の10%が均等割、90%が利用割であります。2項負担金、1目建設事業費負担金は、旧組合及び現組合の地方債の償還に係る負担金でありまして、負担割合は人口割であります。1款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が17億1,615万5,000円で93.6%、平泉町が1億1,817万9,000円で、6.4%となります。

14ページになります。

2款使用料及び手数料につきましては、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などにかかわるものでありまして、対前年度比較は、取り扱い件数や搬入量の増減によるものであります。なお、火葬場使用料につきましては、平成26年4月1日からの火葬場の指定管理者制度導入に伴い、利用

料金に移行しますことから廃目とするものであります。

15ページになります。

3款1項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射能測定に対する補助金でありまして、3款2項委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射能測定等に関する委託料であります。

4款1項1目財産貸付収入の主なものにつきましては、組合所有の旧伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付けであり、その貸付額は当該病舎建設時の地方債に係る元利償還額相当であります。

16ページになります。

4款2項2目物品売払収入は、資源物や再生品の売払収入であり、前年度比較での増減の要因は、資源物の売り払い数量の増及び単価の上昇によるものであります。

6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センターの施設管理費などに充当するものであります。

17ページになります。

8款2項受託事業収入につきましては、管内利用自粛牧草の受け入れに伴う焼却経費に充てる収入であります。

18ページからは歳出になります。

20ページをお開き願います。

3款1項1目衛生総務費の説明欄、中ほどの車両登録番号変更手数料は、組合の公用車に係る平泉ナンバーへの変更手数料であります。なお、組合全体といたしましては、一般会計において13台、介護保険特別会計事業勘定において20台、介護保険特別会計サービス勘定におきまして2台、合計で35台になりますけれども、公用車の平泉ナンバーへの変更手数料を予算措置したところであります。

21ページをお開き願います。

説明欄一つ目の丸印、生活環境対策費の中ほどになりますが、大東・東山清掃センター施設周辺住民健康調査委託料につきましては、平成26年度から東山清掃センター施設周辺住民の健康調査も追加して実施することとするものであります。

次の丸印、ごみ減量化対策費の循環型社会形成推進地域計画作成業務委託料は、循環型社会形成推進交付金の申請のため、平成25年度策定の一般廃棄物処理基本計画に基づき地域計画を作成しようとするものであります。

22ページになります。

3款2項火葬場管理費につきましては、釣山斎苑、千厩斎苑の管理に要する経費であります。火葬場につきましては、平成26年4月1日から指定管理者が管理を行うこととなりますことから、組合においては火葬炉設備補修工事等、施設の維持補修を実施するものであります。

3款3項1目一関清掃センター費は、ごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。

23ページになりますが、11節需用費の主なものは、ダイオキシン類処理に係る各種薬品、機械設備の補修材などの消耗品、施設の電気料であります。13節委託料は、ごみ焼却施設運転管理委託料、リサイクルプラザ施設管理委託料、ごみ収集運搬委託料などであります。15節工事請負費は、各施設の定期補修工事が主なものであります。

24ページになります。

説明欄丸印、廃棄物処理施設モニタリング事業費は、排ガス放射能測定及び焼却灰の放射性物質濃度測定、放流水、地下水の放射性物質濃度測定を、国の補助を受け実施するものであります。

2目大東清掃センター費は、ごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費、ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。11節需用費は、ダイオキシン対策のほか利用自粛牧草の受け入れ焼却に伴う薬品類や電気料を計上しております。13節委託料は、施設運転管理委託料、ごみ収集運搬委託料などを計上しております。

25ページになります。

3目舞川清掃センター費の説明欄下の丸印、指定廃棄物保管事業費は、一関清掃センターの焼却灰保管に伴う国の委託事業であります。

26ページになります。

5目東山清掃センター費にありましては、15節工事請負費におきまして焼却灰覆土工事に係る経費を計上しております。

27ページになります。

4項し尿処理費は、一関清掃センター及び川崎清掃センターの施設管理に係る経費であります。11節需用費につきましては、し尿処理薬品などの消耗品及び電気料などで、13節委託料は施設の維持管理に係るものでありまして、貯留槽清掃業務委託、脱水汚泥等廃棄物処理業務委託等であります。15節工事請負費は、定期補修工事を行うものであります。

28ページになります。

4款1項公債費、1目元金にありましては、ごみ処理施設及びし尿処理施設並びに災害復旧費に係る地方債の償還金であり、平成26年度末の未償還元金につきましては6億5,578万4,000円の見込みとなります。なお、詳細にありましては、36ページに地方債の現在高に関する調書でお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

29ページ以降につきましては給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計事業勘定予算について申し上げます。

39ページをお開き願います。

歳入であります。1款1項保険料であります。1節現年度分特別徴収保険料にありましては、被保険者3万7,500人、2節現年度分普通徴収保険料にありましては、被保険者4,300人を見込んでおります。

2款1項分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。構成市町の分担割合につきましては、1節介護給付費分担金は総額の10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事務費分担金は10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。2款に占める構成市町ごとの分担金総額及び構成割合につきましては、一関市が18億6,123万5,000円で94.2%、平泉町が1億1,450万9,000円で5.8%となります。

40ページをお開き願います。

4款国庫支出金から41ページ、6款県支出金までの各目ごとの負担、補助の割合などにつきましては、別冊の予算説明資料16ページに記載しておりますので、参照願います。

42ページになります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金にありましては、介護保険料の軽減等のため取り崩すものであります。

次に歳出であります。

43ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目総務管理費につきましては、介護保険事務の全般的な経費であります。説明欄下から 4 行目の日常生活圏ニーズ調査業務委託料につきましては、第 6 期介護保険事業計画策定に係る委託料であります。

44ページになります。

1 款 3 項 1 目認定審査費にありましては、説明欄一番上の介護認定審査会委員報酬につきまして、年間延べ240回の審査会を見込んだところであります。

45ページになります。

2 款 1 項は介護サービス費でありまして、1 目介護サービス費は要介護者に対する給付分、2 目介護予防サービス費は要支援者に対する給付分であります。3 目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護事業者への支払業務委託料であります。4 目高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合、給付するものであります。5 目高額医療合算介護等サービス費にありましては、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付するものであります。

46ページになります。

6 目特定入所者介護サービス費にありましては、介護保険施設等の食費、居住費につきまして、所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

3 款 1 項 1 目基金積立金にありましては、介護給付費準備基金等の利子について積み立てを行うものであります。

4 款 1 項介護予防事業費にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託いたしまして、対象者把握事業、通所型事業、介護予防教室等を予定するものであります。

4 款 2 項包括的支援等事業費でございますが、47ページ、説明欄 5 行目、包括的支援事業委託料は、高齢者の生活状況の把握や介護に関する相談等を在宅介護支援センター等20カ所に委託するものであり、次の地域包括支援センター業務委託料にありましては、地域包括支援センター 5 カ所分について委託するものであります。

説明欄一番下の任意事業構成市町委託料につきましては、家族介護者支援事業、介護手当て支給事業などを委託し実施しようとするものであります。

次に59ページをお開き願います。

介護保険特別会計サービス勘定となります。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業費でありまして、ケアプラン作成等に係る経費であります。

歳入であります。1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入であります。介護予防プラン作成数の減により前年度比較において減となっております。

次に歳出であります。

60ページになります。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費であります。説明欄下から 4 行目の介護予防プラン作成等委託料は、管内居宅介護支援事業所に介護支援計画の作成を委託する場合のものであります。非常勤特別職の減員により、前年度比較において減となっております。

以上であります。よろしく願いを申し上げます。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

4 番、岩渕優君。

- 4 番（岩渕優君） それでは、私の方からは、第3号、介護保険特別会計予算についてであります
が、説明書46ページでございます。4款1項1目の介護予防事業構成市町委託料についてであり
ます。これは、まずは委託事業の内容、先ほどご説明いただきましたが、もう一步踏み込んで委
託事業の内容についてご説明をお願いします。それから、その事業の効果のねらい、目標につ
いてもご説明をお願いしたいと思います。

それから二つ目でございますが、同じく46ページの4款2項1目、包括的支援等事業費につ
いてであります。その中で地域包括支援センター業務委託料の内訳についてご説明をお願いします。
それから委託業務の内容、そしてその事業効果のねらい、目標についてご説明をお願いします。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 岩渕優議員の質問にお答えします。

まず、介護予防事業の内容についてであります。介護予防事業は65歳以上の高齢者のうち、
活動的な状態にある高齢者を対象とした一次予防事業と、要支援・要介護になるおそれの高い高
齢者を対象とした二次予防事業を、構成市町に委託し実施しております。

一次予防事業は、自発的な介護予防に資する活動の育成、支援を行うことを目的に、一つ目と
いたしまして介護予防教室、二つ目が健康教育、健康相談などの介護予防普及啓発事業、三つ目
が生活管理指導員派遣事業などを実施しております。

二次予防事業は、まず要支援・要介護認定を受けていない高齢者の中から、生活機能の確認を
行う基本チェックリストにより、二次予防事業対象者の把握を行う二次予防事業対象者把握事業
を行います。その上で、二次予防事業対象者に対し、要支援・要介護状態になることをできるだ
け防ぐことを目的に、一関市では、筋肉・関節などの身体運動にかかわる器官の機能向上のため、
運動テストやストレッチ、部位別筋力向上運動などを行う「おっと！転ばん塾」、それから低栄
養状態を改善するため、栄養指導や調理実習等を行う「さあ～さ！あがらい塾」、口腔機能を向
上させるため、摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を行う「健口！歯ッピー塾」、うつ
症状の疑いのある高齢者へ訪問し、健康状態の把握等を行う「訪問型介護予防事業」などの事業
を、また、平泉町では、身体運動にかかわる運動器の機能向上、口腔機能向上、低栄養予防を目
的とした複合型の事業の「元気おたっしゃ倶楽部」などの事業を実施しております。

次に、介護予防事業の事業メニューであります。厚生労働省が定める地域支援事業実施要綱
に定められており、構成市町においてはこの要綱に基づき、構成市町の高齢者の状況に合わせて
それぞれ事業を実施しております。

次に、事業の目標についてであります。介護予防事業の最終的な目標は、要介護認定者にで
きだけならないようにすることであり、第5期介護保険事業計画においては、平成24年度末の
認定者数を8,187人、高齢者数に占める要介護認定者の割合である認定率を19.8%としていたと
ころであります。平成24年度末における要介護認定者についての実績であります。要介護認定
者数は、目標の8,187人に対し実績で8,584人となっております。認定率は目標の19.8%に対し実
績で20.6%と、実績が目標を0.8ポイント上回っている状況であり、要介護認定者数は増加の傾
向が続いている状況であります。

二次予防事業のうち、筋肉や関節などの運動器の機能向上など通所型介護予防事業の参加者数
は、目標の627人に対し実績は357人で、目標に対する割合は56.9%であり、事業参加者のうち事

業終了者数は315人で、参加者数に対して88.2%となっております。事業終了者の身体状況の改善についての数値的な基準はなく、身体状況が改善した人数の集計はできませんが、事業の最終日に行う身体状況等確認において参加者の多くに身体状況の改善が見られますことから、参加者への事業の実施の効果は得られているものと認識しております。

なお、訪問型介護予防事業につきましては277人を訪問したところですが、事業の内容がうつ症状のある高齢者の健康状態の把握などを行っている事業であり、その方の状況により傾聴や受診勧奨などの対応を行っているところです。

二次予防事業につきましては、基本チェックリストにより把握した二次予防事業対象者数は、目標の8,964人に対し実績は9,050人で、目標に対する割合は101.0%となっておりますが、二次予防事業対象者のうち二次予防事業参加者数は634人であり、参加率が7%にとどまっておりますことから、二次予防事業の積極的な周知が課題であると認識しているところであります。

次に、地域包括支援センター業務委託料の内訳についてでありますけれども、委託料は委任する地域包括支援センターの職員1人につき、人件費として年間420万円、運営費として30万円の合計450万円とし、それにそれぞれの地域包括支援センターの職員の数を乗じた額としております。

各地域包括支援センターへの委託料につきましては、高齢者総合相談センターさくらまちは、職員5人で2,250万円、高齢者総合相談センターはないずみは、職員2人で900万円、高齢者総合相談センターしぶたみは、職員5人で2,250万円、高齢者総合相談センターふじさわは、職員2人で900万円、高齢者総合相談センターひらいずみは、職員2人で900万円となっております、合計で5カ所16人分で7,200万円となっております。

次に、高齢者総合相談センターへの委託業務の内容についてであります。高齢者総合相談センターにおいても、直営の地域包括支援センターと同じく、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務の四つの業務を行うこととしております。

次に、地域包括支援センターの事業の目標についてであります。介護予防ケアマネジメント業務は、二次予防事業対象者や要支援1、または2の認定を受けた方々が、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるようにすることを目的としております。

総合相談支援業務は、地域の方々から介護などの高齢者に関するさまざまな相談を受け、地域の状況と課題把握を行い、関係機関との連絡調整などにより総合的に支援を行うことを目的としております。平成24年度の相談件数の実績は1,071件で、平成23年度と比べ16.7%の増となっており、高齢者の身近な相談の機関として利用されているところであります。

権利擁護業務は、高齢者の財産の架空請求や公共機関を語った還付金詐偽などの被害からの防止、虐待を受けている高齢者の権利の擁護、成年後見人制度などの制度利用についての相談支援を行うことを目的としております。平成24年度の相談件数の実績は161件であり、平成23年度と比べ37.6%の増となっております。

包括的・継続的ケアマネジメント業務につきましては、医療機関や介護支援専門員などと連携し、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりや介護支援専門員への支援、相談、研修会等を開催し、高齢者を支える仕組みづくりを目的としております。平成24年度には、医療などに関する合同の研修会を4回開催しており、平成25年度においても同様の研修を2回開催し、約200人の参加があったところであります。また、これらの業務に加え、地域ケア会議の開催に関する取

り組みや、認知症高齢者やその家族への支援なども行うことにより、地域包括ケアシステムの構築を進めているところであります。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは、何点かお聞きします。

最初の介護予防事業構成市町委託料の中で、平成25年度と平成26年度の予算を比較すると、平成26年度は減額になっておりますが、この理由は何でしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局次長。

事務局次長兼介護保険課長（昆野雅志君） ただいまのご質問でありますけれども、これは4款1項1目交付金事業のいわゆる介護予防事業費の関係であります。これは平成26年度の予算と平成25年度の予算で83万1,000円減になっている、この理由に関してのお尋ねということでもあります。これは交付金事業ということで委託料、委託して事業を実施していただくというものでございまして、この予算上は83万1,000円の減とこのようになっておりますけれども、実質平成24年の決算の状況から見ますと平成26年度の6,347万3,000円、額でありますけれども、21.9%の伸びということになっておりまして、これは実質の委託料にしてみますと減とはなっておりますけれども、増になるのかなと、こういう見通しを持っているわけでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） ちょっと私、理解不足なんです。先ほど事務局長が、年々この一次予防、二次予防の対象者が増えておりますとおっしゃいました。今ご説明いただいた理由といいますか、お答えですと理解しかねるんですが、もう一度簡潔にご説明をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（昆野雅志君） この介護予防事業でありますけれども、これは組合としては構成市町への委託の枠を確保するというものでございます。この介護予防事業の額が構成市町と委託契約を結ぶ額になるということでございます。この予算上は平成26年度が6,300万円となっておりまして、平成25年度が6,400万何がしということになりまして、比較が83万1,000円で、この減の理由のお尋ねということでもあります。これは本年度は6,347万3,000円ということですので前年から減というふうになっておりますけれども、この予算の積算は確かにそのとおりであります。平成24年度の決算の状況から見ますと21.9%の伸びになっているということになります。これは予算の枠を確保するという意味でこの伸びになっておりますので、この構成市町にあっては実質減にはなっておりますけれども、本年度の契約額は増になるのかなと、こういう理解をしているということでございます。実際、平成24年度の決算から見ると、平成26年度の予算は21.9%の伸びとなっているということでもあります。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 何となく理解は少しはしましたが、非常に考え方がちょっとよくわからないといいますか、平成24年度の実績を見て、予算と実績を比較、平成24年度の予算と実績を比較したときに平成24年度の実績が低くなった、だから今回低くしたんだという、減額したという、多分そういうニュアンスだと思うんですけれども、よろしいんでしょうか。そういう考え方ではなくて、どんどんどんどん一次と二次の方が増えていっちゃうと、なおかつ、そこにこれから包括ケアシステムを強化していかなければいけない、構築していかなければいけないという中で非常

に、8割、80%の方、65歳以上の80%の方がこの一次、二次の対象になっているわけですね。そういう方いっぱいいらっしゃるのに、この金額から見れば83万1,000円、そんなに大きな金額ではないんですが、そのとらえ方といいますか、考え方というか意気込みといいますか、そこが感じられない予算になっているんですけれども、もう一度答弁お願いします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 確かに予算上では減になっておりますけれども、従来、より多く見積もっていたというのが実態でございまして、先ほど次長から答弁いたしましたとおり、より実態につけた、予算上は実態に近づけたというふうなことでございます。当然、参加対象者、ご指摘のとおり参加対象者、そういったものは増えてございます。そういった中でも事業費といたしましては、十分本年度の83万1,000円減の中でも十分やっていけるというふうな中での予算措置をしたというふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 質問ではありませんが、この件に関して一言意見を申し上げますが、先ほど事務局長の答弁で、目標に対して実績を見たときに未達だと、要するに未達になっているにもかかわらず、平成24年の実績がこうだったからという考え方は非常に理解できない。そこはきちっと精査してもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

この包括支援等事業費でございますが、地域包括支援センター業務委託料で7,200万円、16名の職員の方がいらっしゃると。1人頭合計で450万円ですよといったときに、同じく交付金事業費の中に職員給与費（8人）で6,400万円ございます。1人頭大体800万何がしになりますが、この8人の方々も東部と西部の包括支援センターの職員の方と聞いておりますが、この業務内容、先ほど説明、東部と西部、それからあと5カ所の包括支援センターの業務内容をお聞きしましたが、業務内容には私の聞いている限りでは大差がないように聞こえました。この800万円と450万円の差はどこから来るのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほど委託料の積算の根拠といたしまして1人450万円というふうな金額を申し上げました。この金額の設定に当たりましては、当然そういった業務を行う、委託する法人の全体の給与体系でありますとか、それから岩手県内のそういった委託の状況の金額等を総合的に勘案いたしまして設定させていただいたものでございます。当然、社会福祉法人等におきましては、当然その賃金体系というものがございます。そういったものを当然参酌しなければいけないという部分も当然持っております。そういった線から450万円という金額を算定させていただいております。この金額につきましては、当然このとおり固定というふうなことではなくて、今後ともあり方につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） この地域包括支援センターの3種、三つの職種があるということで、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーというのが基本に置いてありますよということで、それぞれ直営の2拠点とそれから5カ所の委託先ですね、いったときにこのスキルといいますか、スキルの差というのはないと思われませんが、その給与体系云々というよりもスキルのところといったときにはスキルの差というのはあるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 委託の人件費の算定に当たりましては、今お話がありましたけれども、3職種の関係でまず保健師、看護師は大学、専門学校卒業後の10年経過の32歳、それから社会福祉士につきましては大学卒業後10年経過の32歳、それからケアマネジャーにつきましては介護福祉士の専門学校卒業後12年経過の32歳と想定してございます。基本給は、委託している法人における基本給の平均額を用い、時間外勤務手当、通勤手当、賞与、社会保険料については、一関市の指定管理委託基準に準じて積算してございます。スキルの違いというふうな部分でご指摘をいただきましたけれども、一応算定上そういった資格といいますか、そういったところで算定させていただいているというふうなことでございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4 番（岩渕優君） 現時点での考え方はわかりました。が、先ほど事務局長ご答弁されたように、この業務の中にあります総合相談、直近のデータでいきますと16.7%相談件数が増えていますよとおっしゃいました。それ以外にもどんどん、いろんな権利擁護のところとかケアマネジメントとか介護予防ケアマネジメントも業務が増えておりますといったときに、やはり非常に重要な役割を担っていただく地域包括支援センターと思いますので、その部分はしっかりと委託料といいますか、部分にきっちり反映をした形で今後、もっと直接的に言えばもっと高くするという方向で検討していただきたいということを要望して私の質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質疑を終わります。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 清掃センターの関係で伺います。

21ページ、生活環境対策、この間、大東清掃センターの汚染牧草の焼却、そういうものについては、地域の方々のご理解のもとに当局も一生懸命やったということで、そういう方針になっています。ただ、ここに載っております生活環境対策費の中で、例えば舞川地区の埋め立て地の監視謝礼とか大東清掃センター周辺自治会等環境保全事業費補助金というのがあります。東山清掃センターについては、さっき説明あったように、住民の健康調査が行われるということなんですけれども、一番この最終処分場になっておる川崎の所萱、ああいうところの自治会に対して、やっぱりそういう同じく監視をするための謝礼、そうしたものをなぜ今回計上しなかったのか。

所萱で自治会長さんが最後に受け入れの自治会としてのお話をしたときに、やっぱりお互いの信頼関係でやっていくということが苦渋の決断だという、そういう話があったわけですね。であれば、それを受けて、舞川地区にはあるんだけど、東山清掃センターには今回計上になっていないんですね。前までの予算とか前までの経過は私はあると思います。この際、もう一回、その辺を再構築する必要があるのではないのか。特に新しい清掃センターを今から建設しようとかうとき、地元との信頼、協調関係、これなくしては事はうまくいかないと思うんです。これは平成26年からでも早速そういうことをやるべきだと思うんですけれども、その考え方を1点目として伺います。

それから26ページ、26ページの東山清掃センターの関係で、最終処分場として数十年間、保管、そういう状況になっていくということを踏まえたときに、あそこの構造、あの擁壁で何十年間というのが本当に安全を確保できるんでしょうか。この際、受け入れていただいた地域の方々の思いにこたえるためにも、やはりあの擁壁、そういうものの補強工事を私は行うべきではないかと思うんですけれども、この2点について伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 金野盛志議員の質問にお答えをいたします。

まず、各清掃センター周辺地域の補助金等についてであります。清掃センターの施設周辺自治会等に対しましては、大東清掃センター施設周辺の5自治会へ、害虫防除等に要する薬品購入費等への購入補助といたしまして、5自治会総額で年額14万4,000円、川崎清掃センター近隣等住民協議会へ、視察研修及び周辺環境整備に要する経費の補助として年額18万円を交付しております。また、一般廃棄物最終処分場協議会舞川地区協議会に対し、舞川清掃センターの巡回監視をお願いしておりますことから、巡回監視の謝礼をお支払いしております。これらの補助金や謝礼につきましては、それぞれの清掃センターの施設が建設された当時から施設周辺住民の皆様との協議を経てきたものであり、対象となる経費や協議の経緯も異なりますことから、現在のところ統一的な基準は設けていないところであります。組合といたしましては、施設周辺住民の皆様と約束した内容を誠実に履行するとともに、今後のあり方については協議を行いながら意見を頂戴して参りたいと考えております。

次に、東山清掃センターの擁壁補強工事についてであります。東山清掃センターの擁壁については、岩手・宮城内陸地震と東日本大震災の二度の地震の際にも、埋め立て処理の支障となるような損傷は生じておりませんことから、その機能は保持できていると考えているところであります。なお、更に安全性を確認するため、擁壁健全度診断を平成26年8月までに実施することとしております。この健全度診断の結果を受けて補強工事の必要性を判断してまいります。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 1点目の方ですね。この補助金があったから、では受けましょうかということに各地域の方々が決してなったわけではないんですよ。ただ、前からこうだということではなくて、今回の原発放射能のことを受けたときに、やはり受け入れていただくことに対して、気持ちを表す一つの方法はこういうところだと思うんですよ。あのくらい各地域で説明会やって、特にも私のところの自治会なんかは、書類が投げられるくらいのそういう状況の中でやった、そういうことで苦渋の決断をしたんだということを重みを受けて、もう一回最初から考えるべきではないですか。特にもここには、東山清掃センターの所置に対しての手当てがないということは、私はこれはかなり、何のために説明をやって意見を聞いてきたのかというところを、今までなかったからいいんだではないと思うんですね。これについて、もう一度その考え方を伺いたしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今ご指摘ありましたことにつきましては、地域的な事情等、そういったものを考慮しながら検討して参りたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） では最後になりますけれども、やはり今日、午前中からの質問や何か皆さんが行った中で、信頼関係とか地域振興に寄与するようなことをやっていかなければならないというのも新しいセンターのコンセプトになるわけですね。そういうことも踏まえて、こういうところの生活環境対策というものを、しっかりもう一度構築することを申し上げて私の質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問を終わります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(武田ユキ子君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(武田ユキ子君) 日程第9、議案第4号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 議案第4号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手県からの委託による災害廃棄物処理事業が行われなかったことに伴い、所要の補正をしようとするものであります。

歳入歳出の総額は変わりありませんが、歳入補正により財源振替をするものであります。

2ページをお開き願います。

歳入補正額の内訳は第1表のとおりで、繰入金6,125万1,000円を増額し、諸収入6,125万1,000円を減額をいたしました。

3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費につきましては、東山清掃センター管理費について繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(武田ユキ子君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤好彦君) 議案第4号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

予算書6ページをお開き願います。

歳入であります。まず、8款2項1目衛生費受託事業収入は、岩手県からの委託による東日本大震災に伴う大槌町の災害廃棄物の焼却処理に伴う委託金の減であります。災害廃棄物の焼却処理につきましては、平成23年12月から大東清掃センターにおいて実施して参りましたが、平成25年内に処理が完結できる見込みとなったこと、それから廃棄物における土砂の割合が増加したことにより、大東清掃センターで受け入れ可能な規格による搬出が難しい状況となった旨、岩手県

からの申し出がありましたことから、平成25年度においては岩手県の委託による災害廃棄物の処理は実施しておりません。したがって、受託事業収入の減に伴う財源としては、6款1項1目財政調整基金を充てることとするものであります。

3ページにお戻り願います。

第2表、繰越明許費でございますが、3款3項、東山清掃センター管理費において、東山清掃センター擁壁健全度診断委託業務の完了が平成26年8月となる見込みでありますことから、委託料を繰越明許しようとするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第10、議案第5号、あっせんの申立てについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第5号、あっせんの申立てについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用で、東京電力に損害賠償を請求したもののうち、いまだ賠償を受けていない額について、原子力損害賠償紛争解決センターに対し損害賠償の支払いのあっせんの申し立てをしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第5号、あっせんの申立てについて、補足説明を申し上げます。

平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に当組合が要した費用については、東京電力株式会社に対し、平成25年3月31日までに発生した費用について、これまで3,923万8,914円の損害賠償請求を行ってきたところですが、東京電力株式会社といまだ賠償金の支払いで合意に至っておりませんことから、損害賠償請求額を当組合に支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申し立てをしようとするものであります。

文部科学省に設けられた原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年8月に原子力発電所事故による被害者と東京電力との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成のため、賠償すべき損害と

して類型化が可能な賠償項目や範囲等を中間指針として示しましたが、東京電力株式会社は、中間指針等に賠償すべき損害として類型化された個別に明記しているもの以外については基本的に賠償対象として認めておらず、一方的に賠償対象を制限するなど、自治体損害賠償に対する姿勢は極めて消極的であり、東京電力株式会社への直接請求のみでは、当組合が求める賠償の進展が期待できないものと判断せざるを得ないところであります。

申立先である原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うことを目的として、原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された紛争解決機関であります。和解の仲介は、中立公正な立場の弁護士である仲介委員が、申立人と相手方の双方から事情を聞き取って、損害の調査検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示するなどして、双方の合意による紛争解決を目指すものであります。

2ページをお開き願います。

参考資料は、損害賠償請求を行った賠償項目とその額について示したものであります。請求項目につきましては、表に記載の四つの項目に分けておりますが、そのうち2、検査・測定費用の主なものは、各清掃センターにおける空間放射線量、主灰・飛灰、原水・放流水・脱水污泥等の放射性物質濃度測定に要した費用であります。3、放射線測定機器購入費は、線量計15台の購入に要した費用であります。4、その他放射線影響対策に要した費用は、放射能汚染廃棄物、焼却飛灰であります。この保管に要する原材料費及び工事費、飛灰遮水層敷設工事、焼却灰埋土工事等に要した経費であります。なお、今後、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てまでの間に、賠償請求項目のうち東京電力株式会社が賠償対象と認め合意したものについては、一部支払いに向けて手続きを進め、損害賠償の額から当該合意額を除くこととしております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） この損害賠償のことで、この広域にかかわる分についてだけ伺います。

東電は合理的な理由があれば応じますというのが東電の基本的スタンスというように、この前も私も聞いておりますけれども、例えば清掃センターの焼却炉が損料、本来は燃やさなくて発生しなくてよかったものを、この1,600トンプラス約5,000トンの汚染牧草を毎日マックスで5トン程度燃やしていきますよということで、これに対して一般のごみが仮に30トン、そうすると大体1割程度そうやっていくとすれば、炉の傷むのが10%損料があるわけですね。やっぱりこういうようなものは私は請求をしていくべきだということに思うのです。それからこの予算にもありますけれども、市単独分の周辺住民の方々の健康調査費用、やっぱりこれも、これがなければこういうことをやらなくてよかったわけですので、私は合理的理由に当たるのではないかと。あと、ハード面で清掃センター周辺の道路とかそういうものを整備しております。これは、いわゆる公害防止協定の説明の中で地域から要望あったもの、あるいは搬入、搬出のために交通量が増えるからその整備をしてくれということを受けて施工したというように思っておりますけれども、やっぱりこういうようなことについても、しっかりと東電に対して補償を求めていくべきだと思うんですけれども、今回は載っておらなかったんですけれども、今後どのように考えるか、その1点だけお伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

まず、あっせんの申し立てについてであります。今回、組合が申し立てで求める損害賠償の範囲には、議員お話しの放射性物質を含む廃棄物等の焼却に伴う焼却量の増加に伴う清掃センターの機器や設備の損耗等に係る損料、清掃センター周辺住民の健康不安解消のために、従来の健康調査に検査項目を追加して実施した健康調査の費用、それから道路改良工事などの周辺整備の費用については含まれておりません。

このうち、健康調査に係る費用につきましては、内容を精査し、今後、東京電力に対し損害賠償請求を行うとともに、あっせんの申し立てを検討して参りたいと考えております。

なお、清掃センターの機器や設備の損耗等に係る損料につきましては、一般廃棄物との混焼を行っているため、放射能汚染廃棄物の焼却を原因とする損耗の金額の算定が難しいと考えております。また、道路改良工事などの周辺整備の費用につきましては、一関市において判断いただくべきものとっております。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） やめようと思ったんだけど、1点だけちょっとおかしいと思う。損耗についてはいろんな考え方があるんだけど、例えば橋をかけるにしても、いわゆる共同負担という、アロケートという考え方あるんですね。これはオーソライズされている考え方。例えば1万トンの可燃物を燃やすときに、牧草はこうだと言え、その比率で損耗していくわけだから、それはやっぱり求めるべきなんです。難しいことではない、単純に比較して、何%は炉が傷んだんだから、これを損害賠償を求めますよというのはこれは難しくはない、全く難しくない。やっぱりこれはぜひやってもらわないと。といいますのは、一関市議会の中で、東電を呼んで放射能被害対策特別委員会を開いてそういう申し入れをやっているんですね、私どもは。その時に当局がやらないということになったら、請求しませんよということと言われたら、議会としての責務が私は果たせないと思いますよ。無理なことを言っているわけではなくて、単純にその量でアロケートして損害賠償を請求すべきだと思うんです。ぜひこれをご検討いただきたいと思います。

以上で、答弁求めると言ってもあれですから。では、もう一度、考え方を聞かせてください。

議長（武田ユキ子君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いずれ、今ご指摘いただきました件につきましては、委託料としての諸経費の算定等にも当然損料等が含まれてございます。そういった部分も踏まえながら、どうあるべきか、更に検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問を終わります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第24回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成26年度当初予算をはじめ各議案について慎重審議いただき、ご賛同を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

本定例会において議員各位より賜りました新焼却施設の建設、農林業系放射能汚染廃棄物の処理、介護保険制度などに対する貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に生かして参りたいと考えております。

どうか、今後とも議員各位の一層のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、第24回定例会閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 第24回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成26年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、終始真剣な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の協力と勝部管理者をはじめとする執行部当局の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表しますとともに、衷心より感謝申し上げる次第であります。

定例会冒頭には、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問、または議案審議の質疑において議員から出された意見、提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合の更なる充実強化に資されますよう念願するものであります。

衛生事業にありましては、新焼却炉の整備に向けた具体的な取り組みが提示され、更に利用自粛牧草以外の農林業系牧草廃棄物の処理につきまして、新たな展開が示されましたが、ぜひ、安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、いずれにいたしましても地域住民の皆様のご理解、ご協力が最も重要であり、信頼関係をしっかりと構築していただき、事業を推進していただきますようお願い申し上げます。

介護保険事業にありましては、第6期介護保険事業計画の策定が始まりますが、中長期的な視点に立ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる計画の策定に努めていただくことをお願いいたします。

当議会におきましては、このような諸課題に対して果たすべき役割の重大さを認識しつつ、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、更なる調査研究に努めて参る所存でございます。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝申し上げまして、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 以上をもちまして、第24回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

閉会 午後5時14分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 岡 田 もとみ

一関地区広域行政組合議会議員 佐 藤 雅 子